

官報

号
国会会議録

令和七年三月二十七日

○第二百十七回 衆議院会議録 第十二号

令和七年三月二十七日(木曜日)

議事日程 第十一号

令和七年三月二十七日

午後一時開議

- 第一 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- (内閣提出)
- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長藤丸敏君。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(藤丸敏君登壇)

○藤丸敏君 ただいま議題となりました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、令和七年が戦後八十年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、令和七年四月一日及び令和十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている

者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千円、五年償還の国債をそれぞれ支給しようとするものであります。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十一日福岡厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日質疑を行いました。

同日、質疑を終局したところ、立憲民主党・無所属より、本案に対し、令和十二年四月一日における戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長堀内詔子君。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(堀内詔子君登壇)

○堀内詔子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

独立行政法人国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として債務の保証及び債券の取得を追加し、また、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加すること、

無償資金協力の手法として財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わる債務の弁済を追加すること、

開発途上地域に対する技術協力における委託先を拡大すること、

無償資金協力のために管理している資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みを設けること

などであります。

本案は、去る三月十九日外務委員会に付託され、二十一日岩屋外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十六日に質疑を行い、質疑終了後、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 道路法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、道路法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。国土交通委員長井上貴博君。

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔井上貴博君登壇〕

○井上貴博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していること等に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、道路啓開計画を法定化するとともに、被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の占用許可基準を緩和すること、

第二に、道路管理者間の協議により、道路の点検や修繕等を他の地方公共団体が代行できる制度を創設すること、

第三に、国土交通大臣は道路脱炭素化基本方針を策定し、道路管理者は、同方針に即して、道路脱炭素化推進計画を策定できることなどであります。

本案は、去る三月十八日本委員会に付託され、翌十九日中野国土交通大臣から趣旨の説明を聴取

し、昨日二十六日質疑に入り、同日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、本案に対し、れいわ新選組から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣鈴木馨祐君。

○国務大臣(鈴木馨祐君) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の刑事手続等において、関係書類は、紙媒体で作成、管理、発受されており、また、公判における手続等の多くは、裁判官や訴訟関係人等が公判廷等において対面する形で行われています。

こうした中、近年における情報通信技術の進展及び普及に伴い、刑事手続等においても、それら

の技術を活用することにより、手続を円滑、迅速なものとするともに、手続に関与する国民の負担を軽減することが喫緊の課題となっておりま

す。また、情報通信技術の進展等は、社会に恩恵をもたらす一方で、それらの技術を悪用した新たな犯罪事象も生じさせており、現下の犯罪情勢に鑑みると、そのような犯罪事象に対し、刑事法として適切に対処できるようにすることも急務であります。

そこで、この法律案は、刑事手続等の円滑化、迅速化及びこれに関与する国民の負担軽減を図るとともに、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全、安心な社会を実現するため、刑事訴訟法、刑法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うものとしてあります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事手続等において取り扱う書類について、電磁的記録をもつて作成、管理、発受することを可能にするための規定の整備であります。

すなわち、電磁的記録である証拠の閲覧、謄写の方法を定めるとともに、裁判所に対する申立て等について電子情報処理組織を使用する方法等によることや、令状について電磁的記録により発付、執行することを可能にするほか、裁判官の発する令状等に基づく強制処分である記録命令付差押えを廃止し、同様の強制処分としての電磁的記録提供命令を創設する等の措置を講ずるものであります。

第二は、刑事手続等において関係者が対面する形で行われる手続について、ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備であります。

すなわち、勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させて同方式により行う場合の手続等を定めるとともに、公

判期日における手続について、被告人や被害者参加人等を公判廷以外の場所に在席させて同方式により行うことを可能とするほか、同方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充する等の措置を講ずるものであります。

第三は、情報通信技術の発展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備であります。

すなわち、行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について、現行の文書偽造罪等と同様に処罰する規定を整備するとともに、暗号資産等の電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手続を整備するほか、犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪、詐欺罪、恐喝罪を追加する等の措置を講ずるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。柴田勝之君。

○柴田勝之君 立憲民主党・無所属の柴田勝之です。

ただいま議題となりました刑事デジタル法案につきまして、会派を代表して、全て法務大臣に伺います。(拍手)

冒頭、一言申し上げます。

参議院で新年度予算を審議中の一昨日に、石破

総理は公明党代表と会談し、予算成立後に強力な物価高対策を打ち出す考えであると伝えたことについて、野党のみならず、与党からも不満や批判が出ています。本日の参議院予算委員会では石破総理は申し訳ないと釈明し、趣旨を説明されましたが、物価高対策は、我々立憲民主党が衆議院での予算審議において、ガソリン等の暫定税率廃止などを予算修正の形で提案したにもかかわらず、総理、与党側からはゼロ回答でした。新年度予算案の内容が不十分だということを自ら露呈しており、こうした石破政権の不謹慎な姿勢を厳しく指摘し、質問に入ります。

私は弁護士を三十年やっておりますが、専門分野の一つとして刑事事件に取り組み、司法研修所の刑事弁護の教官というのを務めた経験もございます。その経験を踏まえても、本法律案には検討すべき点が多数あると思われまます。

まず、本法律案では、電子データを保管しているサーバーの管理者などから捜査機関等へ電子データを提供させる電磁的記録提供命令を新設しています。現行法でも、サーバーの電子データをCDなどの記録媒体にコピーさせた上で、その記録媒体を差し押さえるということができまます。電磁的記録提供命令では、電子データをサーバーからオンラインで捜査機関に提供させることもできるようにになります。

今日、クラウドサービスを提供する業者のサーバーには、犯罪と無関係の個人情報を含む膨大な電子データが保管されています。電磁的記録提供命令によりオンラインでの提供が可能となれば、記録媒体にコピーして差し押さえるという物理的な制約がなくなるため、更に大量の電子データを提供させることが可能になると思われまます。

また、現在の捜査実務では、差押えの令状には、差押物件の特定として、被疑者名、罪名のほかには、本件に関係あると思料されるといった程度の記載しかないのが実情であり、電磁的記録提

供命令では命令違反に対する刑事罰も新設されていることから、命令を受けた者は、刑事処罰を恐れて、少しでも関係のありそうな電子データを幅広く提出することも予想されます。その結果、犯罪とは関係のない個人情報捜査機関に大量に収集され、蓄積されてしまうのではないのでしょうか。

犯罪と関係ない個人情報の収集、蓄積を避ける必要性、本法律案にそのための規定はあるのか、また、その規定の必要性についてどう考えているのか、お答えください。

犯罪捜査のために電話やメールなどの傍受を認める通信傍受法では、通信を傍受した後、一定期間内に、捜査機関からその通信をした当事者に傍受の事実が通知されることになっており、通知を受けた当事者は、傍受された通信が犯罪に関係ないことなどを主張して、裁判所に不服申立てができることになっております。

本法律案による電磁的記録提供命令においても、サーバーなどに電子データを記録していた者、以下、ここでは電磁的記録者と言いますが、その者が記録していた電子データがサーバー管理者などから捜査機関へ提供された事実を捜査機関から電磁的記録者に通知しなければ、電磁的記録者は提供の事実を知ることができず、不当な電磁的記録命令を是正することができないのではないのでしょうか。

本法律案には、捜査機関が電磁的記録者に対し、電子データが提供された事実を通知する規定があるのか、また、電磁的記録者に不服申立ての機会を与える必要性をどう考えているのか、お答えください。

捜査機関からの通知がなくても、電子データを提供したサーバーの管理者などから電磁的記録者に連絡があれば、電子データが捜査機関に提供された事実を知ることが可能です。しかし、本法律案では、電磁的記録提供命令に伴う秘密保持命令

というものも新設されております。この命令が出されると、捜査機関に電子データを提供したサーバーの管理者などがその事実を電磁的記録者に連絡することすら禁じられてしまいます。

不当な電磁的記録提供命令によって捜査機関に電子データが提供された場合でも、サーバー管理者などに対し秘密保持命令がなされれば、電磁的記録者には提供の事実が一切知らされない、これは問題ではないのでしょうか。現行法の差押えにはない秘密保持命令を新設した理由、また、この命令は具体的にどのような場合に発令され、いつまでの秘密保持を命じることを想定しているのか、お答えください。

通信傍受法では、不服申立てにより通信傍受命令が取り消された場合には、捜査機関が傍受したデータやその複製データを消去する規定が置かれています。しかし、本法律案では、電磁的記録提供命令への不服申立てによって命令が取り消された場合のデータ消去に関する規定がありません。裁判所によって命令が不当であったと認められて取り消された以上は、捜査機関は提供データや複製データを一切消去しなければならないのが当然ではないのでしょうか。このような場合に提供データや複製データを消去する必要性、また、それを本法律案に規定する必要性をどう考えているのか、お答えください。

通信傍受法では、傍受データの保管は、事件終了後、一定の期間に限られることとされています。ところが、本法律案では、必要なくなった電子データや複製データの消去についての規定がありません。

犯罪と関係あるかないかを問わず、捜査機関が個人情報等をいつまでも保有することを認めるべきではないのでしょうか。事件の終了などによって必要なくなった電子データや複製データを消去する必要性、また、それを本法律案に規定する必要性をどう考えているのか、お答えくだ

さい。

現行法による記録媒体の差押えにおいても、記録された電子データにパスワードがかかっていると、捜査機関からパスワードを尋ねられることがあります。答えなくても処罰されることはありません。電磁的記録提供命令においても、自分が刑事責任を問われるおそれがある事項については供述を強制されないという、自己負罪拒否特権が憲法で保障されていることから、パスワードの供述が強制されないことは法制審議会でも確認されているところです。

しかし、電磁的記録提供命令には応じない場合の刑事罰があるため、現場で命令を執行している警察官等から自己負罪拒否特権について説明なくパスワードを尋ねられた場合、尋ねられた者は、答えなければ犯罪になってしまうと誤解して、パスワードを答えしてしまうおそれがあるのではないのでしょうか。電磁的記録提供命令を執行する警察官等が命令を受ける者に自己負罪拒否特権の説明をする必要性、また、それを本法律案に規定する必要性をどう考えているのか、お答えください。

ヨーロッパ諸国においては、刑事司法における個人情報保護のための独立監督機関が設置されています。我が国でも、通信傍受法では裁判所による実効的な監督が図られています。今まで述べたような電磁的記録提供命令の問題点に鑑みれば、この制度が人権を不当に侵害することなく運用されていることを、裁判所、個人情報保護委員会、あるいは新設する独立監督機関によって十分に監督できるようにする制度を設けるべきではないのでしょうか。お答えください。

本法律案による刑事手続のデジタル化は、捜査機関や裁判所の利便性を大きく向上させますが、刑事手続の対象となる被疑者や被告人の利便性は取り残されています。例えば、身体拘束を受けている被告人等が弁護人との接見をビデオリンク方式でできるようにす

る、いわゆるオンライン接見について、本法律案には規定がありません。予算上の制約もあり、オンライン接見を全ての施設に直ちに導入するのが困難であることは理解できます。しかし、本法律案では、多くの刑事手続について、被告人等が裁判所に行かなくてもビデオリンク方式で手続ができるという、ビデオリンク設備の整備を前提とした制度を導入していますので、弁護人ともビデオリンク方式で接見できるようにすることは、それほど困難ではないと思われます。

また、被告人等が弁護人の援助を受ける権利は憲法上の重要な人権ですが、身体拘束の場所が弁護人の事務所から遠隔地にあるために、迅速かつ十分な接見が困難になっている場合が少なくありません。何年か猶予期間を設けるとか、可能となった施設から順次導入するといった実務上の配慮をした上で、オンライン接見を導入することは可能なのではないのでしょうか。

被告人等が適時に十分な接見により弁護人の援助を受ける権利の重要性をどう考えているのか、そして、実務上の配慮はした上で、本法律案にオンライン接見を規定することはできないのかについて、お答えください。

身体拘束をされた被告人等は、弁護人から電子データを受け取ってタブレットなどの電子機器で閲覧することはできず、電子データをプリントアウトした紙で受け取って閲覧しなければなりません。そのため、現状でも、電子データによる証拠の受取や検討に困難が生じています。本法律案によってますます大量の電子データが収集され、刑事裁判の証拠として提出される結果、この困難がますます拡大することが予想されます。

自らの裁判に提出される証拠を自身で十分に検討することは、被告人の重要な権利です。刑事手続のデジタル化によって、捜査機関や裁判所の利便性を大きく向上させる一方で、被告人等は置き去りというのは、余りに不公平ではないでしょうか。

か。刑事手続のデジタル化に伴って、被告人等に対しては電子データの受取や電子機器での閲覧を認める必要性をどう考えているのか、お答えください。

刑事手続のデジタル化は時代の要請であり、それ自体を否定するものではありません。しかし、デジタル化に当たっては、捜査機関や裁判所の利便性だけでなく、刑事手続の対象にされる被告人等、また、電磁的記録提供命令などの影響を受ける関係者の人権を侵害することがないように、十分な措置を講じなければなりません。そのことを最後に改めて指摘して、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

（国務大臣鈴木馨祐君登壇）

○国務大臣（鈴木馨祐君） 柴田勝之議員にお答え申し上げます。

まず、電磁的記録提供命令による個人情報の収集、蓄積についてお尋ねがありました。

本法律案においては、捜査機関による電磁的記録提供命令について、必ず裁判官の発する令状によることとしており、捜査機関が提供を命ずることができる電磁的記録は、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定をされる上、その命令に対しては不服申立てをすることができるとしてあります。

そのため、捜査機関による電磁的記録提供命令により、犯罪と関連性のない個人情報収集、蓄積されることにはならないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令に関する通知や、それによる不服申立ての機会の付与についてお尋ねがありました。

本法律案においては、捜査機関が電磁的記録提供命令により電磁的記録の提供を受けた場合に、被処分者以外の者に提供の事実を通知することとはしておりません。

これは、現行刑事訴訟法において、捜査機関が

差押え等により被処分者以外の者に関する情報を取得した場合に、その者に通知することとはされていないこととの整合性を踏まえたものであります。

実質的にも、被処分者以外の者に対し電磁的記録提供命令による提供の事実等を知ることについては、罪証隠滅行為や被疑者の逃亡等を招いて捜査目的の達成が困難となるおそれがある、また、提供を受けた電磁的記録に記録された情報に関係する人物を全て特定して通知することは現実的には困難であるなどの問題があると考えております。

そのため、本法律案において、御指摘のような通知の仕組みを設けないことに問題があるとは考えておりません。

次に、秘密保持命令についてお尋ねがありました。

捜査に協力的でない者や犯人との間に何らかの利害関係がある者等が電磁的記録提供命令を受けた場合には、その者が命令を受けたことなどを犯人等に伝え、犯人等が罪証隠滅行為や逃亡に及ぶことも想定されます。

そこで、本法律案においては、被処分者が電磁的記録提供命令を受けたことなどを第三者にみだりに漏らすことにより、捜査に重大な支障が生ずることを防止するため、捜査機関は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、被処分者に対し秘密保持命令を発することができるとしてあります。

ただいま申し上げましたとおり、秘密保持命令は裁判官の許可を受けた場合に限り発することができるとであり、その点について司法審査を受けることとなりますが、具体的にどのような場合に秘密保持命令を発することとなるかや、いつまでこれを維持するかについては、個別の事案ごとに、具体的な事情に基づいて適切に判断される

べきものと考えております。

次に、電磁的記録提供命令が取り消された場合における電磁的記録の消去についてお尋ねがありました。

現行刑事訴訟法の下では、捜査機関が証拠を押収した場合において、その押収処分がその後取り消されたとしても、当該証拠の複製等を廃棄、消去することとはされておらず、直ちに裁判において証拠として利用することができなくなることともされております。

したがって、御指摘のような規定を設けることは、我が国における刑事法の基本的な考え方と整合しないものであり、相当でないと考えております。

次に、捜査機関が収集するなどした電磁的記録の消去についてお尋ねがありました。

捜査機関が収集するなどした記録については、現行の刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法等により、刑事事件終結後も、刑の執行等の刑事手続の適正かつ円滑な遂行等のために保管、保存することとされております。

したがって、御指摘のような規定を設けることは、現行法の基本的な考え方と整合しないものであり、相当でないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令の執行の在り方についてお尋ねがありました。

電磁的記録提供命令は、既に存在している電磁的記録の提供を命ずるものとどまり、供述を強要するものではないことから、自己負罪拒否特権と抵触するものではありません。

そのため、御指摘のような規定を設ける必要はないと考えておりますが、捜査機関の活動が適正に行われなければならないことは当然であり、法務省といたしましても、本法律案が改正法として成立した場合には、電磁的記録提供命令が適正に運用されるよう、制度内容について適切に周知をしてまいります。

次に、電磁的記録提供命令の運用を監督するための制度の新設についてお尋ねがありました。

先ほども申し上げましたとおり、捜査機関が電磁的記録提供命令により提供を命ずることができる電磁的記録は、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定される上、その命令に対しては不服申立てをすることができるとしております。

また、現行法上、捜査機関が収集した記録については、刑事訴訟法等に従って適正に管理されていると承知しておりますが、電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録についても、同様に取り扱われることとなります。

こうした仕組み等を通じて、電磁的記録提供命令の適正な運用は十分に担保されることから、御指摘のような監督制度を新たに設ける必要はないと考えております。

次に、弁護人との接見によりその援助を受ける権利の重要性と、いわゆるオンライン接見の法制化についてのお尋ねがありました。

被告人等の防御権を保障する上で、弁護人との接見は重要な意義を有するものと認識をしております。

その上で、オンライン接見については、例えば、弁護人の端末を用いて行う場合、弁護人以外の者による弁護人への成り済ましや、接見が認められていない第三者の同席等の防止が困難であると指摘をされており、猶予期間を設けたり、段階的に導入することとしても、オンライン接見一般を被告人等の権利として位置づけることは相当でないと考えております。

他方、従来から、運用上の措置として、一部の検察庁や法テラスと拘置所等との間でオンラインによる外部交通を実施してきたところであり、法務省といたしましては、弾力的にその実施を拡大していくべく、現在、関係機関及び日本弁護士連合会との間で協議を実施しているところでありま

す。

今後、一層、その取組を加速してまいります。

最後に、身体拘束中の被告人等による電磁的記録の授受と電子機器での閲覧についてお尋ねがありました。

電磁的記録の授受や閲覧を身体拘束中の被告人等の権利として位置づけることについては、法制審議会等で議論がなされたものの、授受や閲覧に用いる機器について、被告人等がこれを破壊するなどして自傷他害行為に用いる可能性があるほか、不正な通信等の防止のための設備が必要となる、また、電磁的記録の検査のため、刑事施設等の業務全体が圧迫されかねないなどの問題点が指摘をされ、答申に盛り込まれなかったものと承知をしております。

こうした議論等を踏まえ、電磁的記録の授受や閲覧を身体拘束中の被告人等の権利として位置づけることは相当でないと考えております。

○議長 額賀福志郎君 小竹凱君。

〔小竹凱君登壇〕

○小竹凱君 国民民主党・無所属クラブの小竹凱君です。

ただいま議題となりましたデジタル刑事訴訟法改正法案について、会派を代表し、質問をいたします。

この法案は、紙と対面が原則であった刑事司法現場において、デジタル化を図ること、業務の効率化や迅速化を目指すものです。しかしながら、導入するに当たっては幾つか懸念すべき点もございます。本日は、それらの点について、鈴木法務大臣に質問いたします。

まず、情報セキュリティとプライバシーの確保について伺います。

刑事手続をオンライン化し、捜査記録や裁判資料を電子データでやり取りするようになると、そ

れらの機密情報がサイバー攻撃や不正アクセスの対象になるリスクが高まります。実際、近年は政府機関や企業に対するサイバー攻撃が頻発しており、大量の個人情報や機密情報が流出するといった事件も報じられています。

こうした状況下で、警察、検察や裁判所のシステムに対する情報セキュリティ対策は本当に万全と言えるのでしょうか。サイバー攻撃や内部からの不正アクセスを防ぐために、具体的にどのような対策を講じているのか、お答えください。

また、デジタル化された捜査情報や裁判資料が漏えいしないようにするための仕組みについてもお聞かせください。例えば、データの暗号化やアクセス権限などの厳格な管理、システムへの監査体制などはどのように整備されているのでしょうか。国民のプライバシーを守りつつ効率化を進める上で、この点の担保は不可欠と考えますが、大臣の御見解を伺います。

電子令状の導入により、現場の警察官が遠方の裁判所に赴く必要がなくなり、迅速な捜査対応が可能になる点は大きな利点です。

一方で、手続の簡略化により、令状請求や審査の慎重さが損なわれ、不当な令状の発付につながる懸念もあります。オンライン申請だと操作一つで手軽に令状が請求できてしまう分、対面で説明を尽くす場合に比べて、裁判官への説示や審査が形式的になってしまっているのではないのでしょうか。電子化によって令状の発付までのハードルが下がりが過ぎれば、不当な令状の乱発につながるおそれも指摘されています。

この点について、手続の迅速化と適正手続の確保をどのように両立させるお考えなのではないでしょうか。大臣の御見解を伺います。

被疑者、被告人の権利保護についてお尋ねします。

本法案では、裁判所と離れた場所を映像と音声でつなぐビデオリンク方式の活用範囲が拡大されることとなっています。例えば、勾留の可否を判断するための裁判官による被疑者への質問や、一部、証人尋問などがオンラインで可能になるということです。これらにより、様々な状況に応じて、非対面であっても柔軟な対応ができるようになるのは望ましい点であります。

しかし、刑事手続において対面で直接やり取りする機会が減ることで、被疑者、被告人の防御権、特に弁護人と十分に相談しながら手続に臨む権利が弱まってしまっているのではないかと危惧します。例えば、遠隔での勾留質問や、公判に被疑者がビデオ出演する場合、弁護人がその場で耳打ちして助言したり、即座に打合せすることが難しくなるのではないのでしょうか。画面越しでは微妙な表情や声のトーンを感じ取りづらく、証言の信用性の判断にも支障が出る可能性があります。また、証人に対する反対尋問でも、オンライン越しでは対面ほど踏み込んだやり取りができず、尋問の効果が制限される懸念も指摘されています。

こうしたビデオリンクの活用によって、被疑者、被告人の弁護を受ける権利が弱体化したり、裁判の公平性が損なわれたりすることはないと断言できるのでしょうか。お聞かせください。

また、被告人本人の意思に反してオンラインでの出席が強制されることは認められず、証人審問権や反対尋問権を保障するために、証人や鑑定人のオンライン尋問は本人の同意がある場合に限りべきと考えますが、そのような運用になっているのでしょうか。御説明をお願いいたします。

ビデオリンクの活用がされる一方、現在、被疑者、被告人の弁護人との接見については、対面によるものが基本とされており、遠隔地の勾留者にとつて弁護人との接見が困難であることが指摘されています。

法務省は、平成十九年以降、全国九か所にて外部交通制度を実施していますが、東京、立川、大阪を除いては電話連絡となるため、オンライン接

見にはほど遠いと考えられます。さらに、真にリモート化が必要な地方や離島ほど導入が遅れていることや、利用には予約が必要で、通話時間も十五分から二十分と短いこと、秘密交通権が保障されていないことなど様々な課題があり、全国的な導入と法整備が求められています。

そこでお聞きしますが、オンライン接見の法制化こそ、刑事司法のデジタル化に必要ではないでしょうか。また、迅速な助言、連絡手段の充実に向けた具体的な施策について、政府としてどのように取り組まれるおつもりでしょうか。答弁を求めます。

捜査機関による電磁的記録の提供命令制度についてお尋ねします。

本制度の創設により、電磁的記録の収集が一層容易になることが見込まれる一方で、その対象範囲が極めて広範に及ぶ点については、プライバシー等の保護の観点から懸念が残ります。例えば、犯罪と無関係な個人情報や秘匿性の高い通信情報までが収集、利用されるおそれがあり、企業の内部資料や報道機関の取材源など、本来保護されるべき情報が、捜査の名の下に目的外利用される危険性も否定できません。

一方で、身体拘束中の被疑者、被告人に対しては、電子的手段による書類閲覧環境が整っており、いまだに紙媒体に限られているのが現状です。これにより、情報へのアクセスに著しい格差が生じています。

こうした状況を踏まえ、デジタル化の利便性を真に生かすために、被疑者、被告人にも適切な電子閲覧手段を保障することが不可欠と思いませんか。大臣の御見解をお伺いします。

また、自己の情報を取得される個人、企業、団体に対する不服申立ての機会が保障されていません。通常、捜査機関の命令によって情報提供が強制されますが、対象者が事前に異議を申し立てることができず、提供を拒めば刑事罰の対象となる

仕組みは、明らかにプライバシー権を侵害するものではないでしょうか。そうでないのであれば、政府はどのように正当性を担保すると考えているのでしょうか。具体的にお示しください。

さらに、提供されたデータが適法に取得されたかを精査し、不適切に収集された情報を破棄する仕組みが本法案には明確に定められておりません。これまで、捜査に直接関係のないプライバシー情報を基に、被疑者に対して脅迫まがいの取調べや、いわゆる人質司法のような尋問が行われているという報告もいまだ後を絶ちません。こうした行為は、被疑者の人格権やプライバシー権を侵害するものであり、適正手続の原則にも反する重大な問題です。

デジタル機器に保存された情報を科学的手法で調査、分析し、法的証拠として活用するデジタルフォレンジック技術の進展により、削除されたデータの復元が可能になるなど、捜査の精度は高まっていますが、それに比例して、捜査と関係のないデータを基に人権侵害リスクが高まることなどあつてはならないことと思いませんか。データを取得することに重きを置く一方で、取得後の適正な管理、破棄の仕組みが不明確なのではないでしょうか。答弁を求めます。

スマートフォンは、単なる通信端末だけではなく、キャッシュレス決済や各種金融アプリの利用を通じて、個人の財産そのものと言える存在になっています。本制度の下では、スマートフォンに保存された決済履歴や暗号資産の管理データまでもが提供の対象となり得るのではないのでしょうか。これは、事実上の資産押収に近い措置であり、財産権の侵害にもつながる可能性があると考えます。この点について、政府はどのような保護措置を講じるつもりなのでしょうか。答弁を求めます。

自己負罪拒否特権についても伺います。
憲法第三十八条は、「何人も、自己に不利な

供述を強要されない。」と定めており、自分に不利な証拠の提出を強制されないこともその趣旨に含まれると理解しています。スマートフォン内のデータ提出を強制するこの提供命令は、結果的に自らに不利となる証拠を自分で提出させられていることになり、憲法上の自己負罪拒否特権に抵触しかねないのではないのでしょうか。とりわけ、スマートフォンのロック解除やパスワード開示を求める行為は、本人に秘密の情報をしゃべらせているのと同じではないでしょうか。答弁を求めます。

また、このデジタル化の波は、司法に関わる人々自身にも及びます。裁判官や検察官、警察官はもちろん、弁護士を始めとする法律の専門家の中にも、IT対応に戸惑う方が少なくありません。法案を実効性あるものにするには、人材のデジタルスキル向上も不可欠です。

そこでお聞きしますが、司法関係者全体のデジタル対応力を高めるために、研修の実施や専門人材のサポートなど、何らかの向上策を講じる予定はありますでしょうか。また、その点について具体的な取組はありますでしょうか。答弁を求めます。

新たな犯罪の増加と対策について質問します。

今回の法案では、電子データの文書偽造罪の新設が盛り込まれております。紙の文書に限らず、電子ファイルの改ざんも処罰対象とすることで、例えば、他人や架空の人物に成り済ましてネット上に虚偽の情報を発信するような行為に対処できるようになります。デジタル社会の進展に伴い、これまで想定されていなかった新種の犯罪にも法の網をかける意義は大きく、必要な措置だと考えます。

一方、電子データの偽造という犯罪を新設する際、例えば、SNS上に安易に投稿された軽微な違反に対し過度な処罰が行われてしまう危険性はないのでしょうか。本法律の趣旨に反した使われ

方がなされないよう、運用面での監督やガイドラインの整備は十分でしょうか。答弁を求めます。

また、既存の詐欺罪やサイバー犯罪に対する法体系との適用関係も整理が必要だと考えます。同じような行為がどの罪に問われるのか不明確なままでは、現場で混乱が生じかねません。新しい犯罪類型を導入することで実効性が高まる一方で、運用面での不安が残らないような十分な検討が求められます。

そこでお聞きしますが、電子データの偽造罪と、現行の詐欺罪や不正アクセス禁止法など他の関連法規との境界線や適用範囲について、政府はどのように説明しているのでしょうか。御見解を伺います。

以上、質問させていただきました。日本の刑事司法を時代にした形にアップデートしていくことは不可欠だと思っていますが、国民の皆様が安心してこの変化を受け入れられるよう、情報セキュリティや適正手続、権利保護など、懸念点について、政府として真摯に向き合い、丁寧に対応していただくことが重要だと考えます。

是非とも前向きで具体的な答弁をお願い申し上げます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

（国務大臣鈴木馨祐君登壇）

○国務大臣（鈴木馨祐君） 小竹凱議員にお答えを申し上げます。

まず、警察、検察や裁判所のシステムの情報セキュリティ対策についてお尋ねがありました。刑事手続のデジタル化を実現するための新たなシステムについては、機微な情報を取り扱い、犯罪事象への迅速な対応が常に求められているという刑事手続の特性に鑑み、高い情報セキュリティの確保を大前提とした上で、手続において取り扱う書類を電子データ化し、関係機関等の間で円滑、迅速にオンラインで発受することなどを可能とするシステムの整備に向け、警察庁や最高

裁判所等の関係機関及び設計開発事業者と緊密に連携しつつ、検討を進めております。

御指摘のサイバー攻撃への対処や内部からの不正アクセスを防ぐための方策等についても、刑事手続専用の閉域回線を通じて警察及び裁判所とデータの送受信を行うこととするを含め、情報セキュリティ対策に万全を期すべく、関係機関等と検討を進めているところであります。

次に、デジタル化された捜査情報や裁判資料の漏えいを防止するための仕組みについてお尋ねがありました。

刑事手続については、関係者のプライバシー、名誉に多大な影響を及ぼしかねない機微な情報を取り扱われることから、万が一にも情報の流出等によって関係者の権利利益が侵害されることがないよう、特別の配慮が必要であると認識しております。

そこで、御指摘のデータの暗号化等を含めた情報の流出等のリスクに対処するための措置についても、万全を期すべく、関係機関等と検討を進めているところであります。

次に、電磁的記録による令状に関し、令状発付の手続の迅速化と適正確保についてお尋ねがありました。

本法律案においては、令状について電磁的記録によることを可能としており、これにより、令状手続の迅速化が図られるものと考えております。

他方、本法律案においては、令状の請求や発付の要件を維持することとしており、その要件該当性の判断は、これまでと同様に適正に行われ、手続の適正は確保されていると考えております。

次に、ビデオリンク方式を利用する場合における被疑者、被告人の権利保護等についてお尋ねがありました。

本法律案において、勾留質問については、被疑者、被告人を裁判所に在席させて手続をすることが困難な場合に限って、ビデオリンク方式による

ことができることとしております。

また、公判期日については、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがないなどの厳格な要件を満たす場合に限って、被告人を公判が開かれる裁判所以外の場所に在席させてビデオリンク方式によって手続を行うことができることとし、その場合、弁護人は、被告人の在席場所に在席できることとしております。

さらに、証人尋問については、必要性が高いと認められる一定の場合等に限って、ビデオリンク方式によることができることとしております。

そして、被疑者、被告人や弁護人は、ビデオリンク方式による場合であっても、映像と音声の送受信を通じて、陳述、供述、尋問等の行為を十分に行うことが可能です。

以上のことから、本法律案におけるビデオリンク方式に関する法整備により、被疑者、被告人の権利保護等が損なわれるものとは考えておりません。

次に、ビデオリンク方式による手続の運用の在り方についてお尋ねがありました。

例えば、災害により、勾留質問のために被害者を裁判所に出席させることが困難な場合など、被疑者、被告人の同意がなくても、ビデオリンク方式を利用する必要性、相当性が認められる場合はあり得ると考えられます。

そのため、本法律案においては、ビデオリンク方式の利用について、被疑者、被告人の同意がある場合に限定することとはしておらず、同意がある場合以外は一切利用しないという運用となることは想定しておりません。

次に、いわゆるオンライン接見の法制化と迅速な助言、連絡手段の充実に向けた取組についてお尋ねがありました。

オンライン接見については、例えば、被告人の端末を用いて行う場合、弁護人以外の者による弁護人への成り済ましや、接見が認められていない第三者の同席等の防止が困難であると指摘されて

おり、オンライン接見一般を被疑者等の権利として位置づけることは相当でないと考えております。

他方、弁護人と被疑者等との間における迅速な助言、連絡手段の確保については、従来から、運用上の措置として、一部の検察庁や法テラスと拘留所等との間でオンラインによる外部交通を実施してきたところであり、法務省としては、弾力的にその実施を拡大していくべく、現在、関係機関及び日本弁護士連合会との間で協議を実施しているところであります。

今後、一層、その取組を加速してまいります。次に、身体拘束中の被疑者等による電磁的記録の閲覧の保障についてお尋ねがありました。

電磁的記録の閲覧等を身体拘束中の被疑者等の権利として位置づけることについては、法制審議会で議論がなされたものの、閲覧等に用いる機器について、被疑者等がこれを破壊するなどして自傷他害行為に用いる可能性があるほか、不正な通信等の防止のための設備が必要となる、また、電磁的記録の検査のため、刑事施設等の業務全体が圧迫されかねないなどの問題点が指摘され、答申に盛り込まれなかったものと承知をしております。

こうした議論等を踏まえ、電磁的記録の閲覧を身体拘束中の被疑者等の権利として位置づけることは相当でないと考えております。次に、電磁的記録提供命令の法制度としての正当性についてお尋ねがありました。

本法律案においては、捜査機関による電磁的記録提供命令について、必ず裁判官が発する令状によることとしており、捜査機関が提供を命ずることができる電磁的記録は、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定されます。

また、電磁的記録提供命令については、不服申立てをすることができることとしているほか、その命令違反に対する罰則においては、処分対象となる行為を、条文上、正当な理由がない命令違反行為に限定しております。

そのため、電磁的記録提供命令は、被処分者等のプライバシー等を不当に制約するものではないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令による電磁的記録の収集、管理、破棄の在り方についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げましたとおり、本法律案においては、捜査機関が電磁的記録提供命令により提供を命ずることができる電磁的記録は、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定されるため、捜査と関係がない電子データが収集されることにはならないと考えております。

また、現行法上、捜査機関が収集した記録については、刑事訴訟法等に従って適正に管理、廃棄されていると承知しております。

電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録についても、同様に取り扱われることとなることから、取得後の適正な管理や破棄の仕組みが不明確であると考えておりません。

次に、電磁的記録提供命令による提供の対象と保護措置についてお尋ねがありました。

現行法の下でも、御指摘の決済履歴のデータ等を捜査機関が差押え等により取得することはあります。

その上で、先ほど申し上げましたとおり、捜査機関が電磁的記録提供命令により提供を命ずることができる電磁的記録は、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定される上、その命令に対しては、不服申立てをすることができるとしてあります。

したがって、電磁的記録提供命令は、被処分者等の財産権を不当に制約するものではないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令と自己負担拒否特権の関係についてお尋ねがありました。

電磁的記録提供命令は、既に存在している電磁的記録の提供を命ずるものとどまり、供述を強要するものではありません。

そのため、自己に不利益な内容が含まれている電磁的記録の提供を命ずる場合であっても、憲法で保障されている自己負罪拒否特権と抵触するものではないと考えております。

他方で、御指摘の、スマートフォンロック解除やパスワードの開示を求める行為として、ロックの解除方法やパスワードを供述することを義務づけることは、自己負罪拒否特権と抵触をし、許されないものと考えております。

次に、司法関係者のデジタル対応力を高めるための取組についてお尋ねがありました。

例えば、検察庁においては、これまで、個々の職員的能力に応じたデジタル化に対応するための研修、教養を実施し、専門人材の育成にも努めてきたところであります。

御指摘の本法律案による刑事手続のデジタル化に向けた研修等についても、関係機関等と緊密に連携しつつ、検討を進めてまいります。

次に、電磁的記録文書等偽造等罪の運用の在り方についてお尋ねがありました。

一般論として申し上げれば、検察当局においては、個別の事案ごとに、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば適切に対処するものと承知しております。

法務省といたしましても、本法律案が改正法として成立をした場合には、電磁的記録文書等偽造等罪が適正に運用されるよう、その趣旨や内容について適切に周知をしてまいります。

最後に、電磁的記録文書等偽造等罪と他の罰則との関係についてお尋ねがありました。

電磁的記録文書等偽造等罪と、お尋ねの詐欺罪や不正アクセス禁止法違反の罪等の他の罰則とは、それぞれの罪の保護法益や構成要件の相違により、明確に区別ができるものと考えております。

いづれにいたしましても、本法律案が改正法として成立をした場合には、電磁的記録文書等偽造等罪が適正に運用されるよう、その趣旨や内容について適切に周知をしてまいります。(拍手)

議長(額賀福志郎君) たいだいま議場内交渉係が協議中でございますので、そのまましばらくお待ちください。

法務大臣から、答弁を補足したいとの申出がありますので、これを許します。法務大臣鈴木馨祐君。

(国務大臣鈴木馨祐君登壇)

国務大臣(鈴木馨祐君) 先ほどの小竹議員への答弁の中で、いわゆるオンライン接見の法制化等について、例えば、被告人の端末等を用いて行う場合と発言いたしました。正しくは、例えば、弁護人の端末を用いて行う場合でありますため、訂正をさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

出席国務大臣

法務大臣 鈴木馨祐君
外務大臣 岩屋毅君
厚生労働大臣 福岡資麿君
国土交通大臣 中野洋昌君

出席副大臣

法務副大臣 高村正大君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二十五日、本院は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君、福重さと子君及び堀江正之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、公益認定等委員会委員に清水新一郎君、生野考司君、黒田かをり君、湯浅信好君、原田大樹君、北村聡子君及び石津寿恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、公正取引委員会委員長に茶谷栄治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、国家公安委員会委員に相星孝一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、公認会計士・監査審査会会長に青木雅明君を、同委員に蟹江章君、上田亮子君、古布薫君、玉井裕子君、千葉通子君、川村義則君、塩谷公朗君及び井野貴章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、行政不服審査会委員に八木一洋君、田澤奈津子君、羽田淳一君、福本美苗君、中原茂樹君及び野口貴公美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に中里智美君、武藤京子君、稲山文男君、芳仲美恵子君、寺田麻佑君、木村琢麿君、佐藤郁美君、中村真由美君及び久末弥生君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、中央更生保護審査会委員に辻恵介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十五日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に八木貴美子君及び山田広樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律
半島振興法の一部を改正する法律
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況報告書

小規模企業振興基本法第十三条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく小規模企業振興基本計画の変更の報告

一、昨二十六日、人事院総裁川本裕子君から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第二項の規定に基づく令和六年官民人事交流に関する年次報告

(理事補欠選任)

一、昨二十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 白木秀剛君(理事西岡秀子君昨二十

六日委員辞任につきその補欠)

国土交通委員会

理事 奥下剛光君(理事徳安淳子君昨二十

六日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

牧島かれん君
山口 良治君
後藤 茂之君
赤羽 一嘉君

補欠

後藤 茂之君
赤羽 一嘉君
牧島かれん君
山口 良治君

農林水産委員

辞任

大空 幸星君
田野瀬太道君
根本 幸典君
森下 千里君
柳沢 剛君
空本 誠喜君
村岡 敏英君
岩田 和親君
坂本竜太郎君
田畑 裕明君
若山 慎司君
篠田奈保子君
市村浩一郎君
岸田 光広君

補欠

坂本竜太郎君
田畑 裕明君
岩田 和親君
若山 慎司君
篠田奈保子君
市村浩一郎君
岸田 光広君
根本 幸典君
大空 幸星君
田野瀬太道君
森下 千里君
柳沢 剛君
空本 誠喜君
村岡 敏英君

環境委員

辞任

宮内 秀樹君
山際大志郎君
西野 太亮君
三谷 英弘君

補欠

三谷 英弘君
西野 太亮君
山際大志郎君
宮内 秀樹君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山際大志郎君
山本 大地君

補欠

山本 大地君
山際大志郎君

法務委員

辞任

河野 太郎君
鈴木 貴子君
山本 大地君

補欠

鈴木 貴子君
山本 大地君
河野 太郎君

外務委員

辞任

松本 尚君
武正 公一君
西岡 秀子君
築 和生君
神津たけし君
白木 秀剛君

補欠

築 和生君
神津たけし君
白木 秀剛君
松本 尚君
武正 公一君
西岡 秀子君

財務金融委員

辞任

土田 慎君
江田 憲司君
岡田 悟君
金子 容三君
山本 大地君
土田 慎君
堤 かなめ君
米山 隆一君
米山 隆一君

補欠

金子 容三君
堤 かなめ君
米山 隆一君
山本 大地君
土田 慎君
江田 憲司君
岡田 悟君

厚生労働委員

辞任

草間 剛君
大西 健介君
古川 直季君
杉村 慎治君
杉村 慎治君

補欠

古川 直季君
杉村 慎治君
草間 剛君
大西 健介君

経済産業委員

辞任

山口 良治君
吉田 宣弘君

補欠

吉田 宣弘君
山口 良治君

国土交通委員

辞任

土屋 品子君
馬淵 澄夫君
井上 英孝君

補欠

黄川田仁志君
杉村 慎治君
池畑浩太郎君

黄川田仁志君

辞任

杉村 慎治君
池畑浩太郎君

補欠

土屋 品子君
馬淵 澄夫君
井上 英孝君

阿部 知子君

辞任

青柳陽一郎君

補欠

阿部 知子君

石橋林太郎君

辞任

坂本竜太郎君
中曾根康隆君
向山 淳君
江田 憲司君
福田 玄君
石橋林太郎君
栗原 渉君
森下 千里君
小池 正昭君
西田 昭二君
大空 幸星君
尾崎 正直君
土田 慎君
三反園 訓君
長友よしひろ君
白木 秀剛君

補欠

石橋林太郎君
大空 幸星君
森下 千里君
栗原 渉君
長友よしひろ君
白木 秀剛君
尾崎 正直君
土田 慎君
小池 正昭君
西田 昭二君
三反園 訓君
坂本竜太郎君
石田 真敏君
向山 淳君
中曾根康隆君
江田 憲司君
福田 玄君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

辞任

石田 真敏君

補欠

石橋林太郎君
大空 幸星君
森下 千里君
栗原 渉君
長友よしひろ君
白木 秀剛君
尾崎 正直君
土田 慎君
小池 正昭君
西田 昭二君
三反園 訓君
坂本竜太郎君
石田 真敏君
向山 淳君
中曾根康隆君
江田 憲司君
福田 玄君

青柳陽一郎君

辞任

阿部 知子君

補欠

阿部 知子君

石橋林太郎君

辞任

坂本竜太郎君
中曾根康隆君
向山 淳君
江田 憲司君
福田 玄君

補欠

石橋林太郎君
大空 幸星君
森下 千里君
栗原 渉君
長友よしひろ君
白木 秀剛君

三反園 訓君

辞任

長友よしひろ君
白木 秀剛君

補欠

江田 憲司君
福田 玄君

(議案付託)

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

財務金融委員会 付託

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

経済産業委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案(内閣提出第五六号)

安全保障委員会 付託

(議案通知書受領)

一、昨二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆法第九号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆法第九号)

半島振興法の一部を改正する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「処方箋を必要としない薬局医薬品の取扱に関する再質問主意書(福田玄君提出)

大規模プラットフォーム事業者の削除措置に対する手続保障に関する質問主意書(北野裕子君提出)

再審請求中の死刑執行に関する質問主意書(藤原規真君提出)

一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

統計調査を民間に委託する際の管理体制に関する質問主意書(杉村慎治君提出)

義務教育及び高等学校教育における確定申告の実務教育に関する質問主意書(杉村慎治君提出)
(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井坂信彦君提出米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出人工魚の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出軍事用ドローンに関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出AI戦略会議・AI制度研究会中間とりまとめ(案)についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出登録有形文化財制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出スパイクタンパク質の毒性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出抗原原罪に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出新型コロナウイルスのDNA汚染問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問に対する答弁書

令和七年三月十三日提出
質問 第九三三号

米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問主意書

二〇二五年一月十五日、米国食品医薬品局(FDA)は、米国連邦食品医薬品化粧品法のデラニー条項により、食品添加物「食用赤色三号」の使用許可を取り消すことを発表した。

食用赤色三号はこれまでの調査で、雄ラットにおいて発がん性が認められていた一方、ヒトとラットではその作用が相当異なることから使用が許可されていた。しかし、デラニー条項では、動物やヒトにがんを引き起こすと考えられる物質は食品添加物として使用できない」とされており、

ヒトの健康に影響を及ぼすおそれなくとも、動物に発がん性が認められればこの条項に該当するという主張があり、使用が禁止されることになった。また既に、ドイツやポーランドにおいては、

食品添加物としての使用が禁止されている。

我が国において、食用赤色三号は天然に存在しない添加物として分類されているものの、食品添加物としての使用が認められている。熱に強い特性を活かして焼き菓子等の着色に用いられたり、

タンパク質への着色に優れることから、かまぼこや魚肉ソーセージなどの製品に利用されている。また、一般的な日本人の食用赤色三号の摂取量は、毎日一生摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量の〇・〇四八%と微量であるため、これまで安全性上の問題とされてこなかった。

消費者庁はウェブサイトにて、現時点での見解として、食用赤色三号については食品添加物としての通常の使用の範囲内では安全性上の懸念はないとしているが、消費者及び食品安全を担当する伊東良孝大臣は一月十七日の定例会見で、米国の決定内容を精査し、諸外国の動向等も踏まえて、科学的見地から我が国の対応の可否を含め検討する旨述べている。諸外国との関係も含めて、以下、政府に対し質問する。

一 二月十八日の食品衛生基準審議会添加物部会での取りまとめによると、国際的な評価結果を踏まえて、食用赤色三号の安全性は人では問題とならない旨述べている。海外での論文だけでなく、国内での調査や研究の必要性はないのか、見解を伺う。

二 伊東大臣は諸外国の動向等を踏まえて我が国の対応の可否を検討すると述べている。多くの国で使用が認められている一方、米国や、ドイツなどのEU諸国では使用が禁止されている。より厳しい条件の国の動向や考え方を参考にすべきと考えるが、政府の見解を伺う。

三 今後、食用赤色三号を使用して日本で製造された加工食品は、米国への輸出ができなくなるかと推察される。また米国に追従して食用赤色三号を禁止する国が出てくることも予想される。今回の米国の決定が、我が国にどの程度の影響を与えると考えているか、政府の見解を伺う。

四 食用赤色三号を、より安全性の高いもの、より輸出に適したものに代替することはできないか。

五 消費者庁は加工食品の生産者に対して、代替製品などについて情報提供や指導をする予定があるか伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第九三三
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出米国で食用赤色三号が使用許可取消しになったことに関する質問に対する答弁書

一について

食用赤色三号については、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。第十二条の規定に基づき、昭和二十三年に食品添加物として指定されており、また、令和七年二月十八日に開催された食品衛生基準審議会添加物部会(以下「添加物部会」という。)において、国際的な評価に加え、国内における摂取量に関する調査及び当該調査に基づき行った摂取量の推計に関する研究の結果等も踏まえ、食品添加物としての指定を取り消し、又は法第十三条第一項に規定する食品添加物としての使用に係る既存の基準を改正する必要性の有無について議論され、直ちにそれらの必要はないとの結論を得ている。

二について

食品添加物については、我が国と諸外国とは、その定義や使用が可能な食品の範囲等が異なっていること、また、使用が可能でないことをもって、必ずしも各国において使用を禁止する措置がとられたものであるとは限らず、需要

がないなどの理由で使用されていない場合もあることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、我が国においては、一般に、法第十二条の規定に基づき使用が可能なものを指定しており、その指定の可否を判断するに当たっては、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十四条第一項第一号に基づいて行う同法第十一条第一項に規定する食品健康影響評価及び食品衛生基準審議会における審議結果を踏まえることとし、また、法第十三条第一項の規定により、必要に応じて規格基準を定めているほか、科学的知見の集積や国際整合性を踏まえて、必要に応じて規格基準を見直すこととしている。

その上で、食用赤色三号については、令和七年二月十八日に開催された添加物部会において、国際的な評価や国内での摂取量に関する調査及び当該調査に基づき行った摂取量の推計に関する研究の結果等のほか、米国において食用赤色三号の使用許可を取り消す判断に至った根拠や経緯も踏まえて、食品添加物としての指定を取り消し、又は法第十三条第一項に規定する食品添加物としての使用に係る既存の基準を改正する必要性の有無について議論され、直ちにそれらの必要はないとの結論を得ている。なお、「ドイツなどのEU諸国では使用が禁止されている」との御指摘については、欧州連合加盟国では、食品添加物に係る規則において、さくらんぼの砂糖漬け等について食用赤色三号を食品添加物として使用することが可能とされているものと承知している。

三について

御指摘の「食用赤色三号を使用して日本で製造された加工食品」について網羅的に把握していないため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

四について

お尋ねの「より安全性の高いもの」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、食品添加物については、安全性等の基準に照らし、人の健康を損なうおそれのない場合には、法第十二条の規定に基づき、国内において使用が可能なものを指定し、法第十三条第一項の規定により、必要に応じて規格基準を定めている。また、お尋ねの「より輸出に適したもの」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、食品企業が食用赤色三号の代替として他の食品添加物を使用することは可能であると考えている。

お尋ねの「代替製品」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、消費者庁は、食品添加物の安全性を確保することを目的として、法第十二条の規定に基づき国内において使用が可能なものを食品添加物として指定するための検討や、法第十三条第一項の規定により、必要に応じて規格基準を定めるための検討を行う立場にあるところ、食品企業等に対し、食用赤色三号の代替となる食品添加物について情報提供を行う予定はなく、指導を行う立場にはない。

令和七年三月十三日提出
質問 第九 四号

人工魚の取扱に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

人工魚の取扱いに関する質問主意書

二〇二四年四月、山形県において、自然界に存在しない魚が釣れたことが報じられた。人工的に交配されて生み出された山形県のブランドマス「ニジサクラ」とみられている。その後、このニジサクラの幼魚飼育を担う公益財団法人山形県水産

議長長の報告

振興協会が、余った幼魚約千匹を鶴岡市の赤川支流に放流していたことを明らかにした。

ニジサクラは、サクラマスの評価の高い食味と、ニジマスの成長力を兼ね備えたブランド魚として開発された。食欲は旺盛で、釣りあげられた魚の胃袋からは、ザリガニや小魚、虫などが確認された。個体は全て雌で繁殖する可能性はないが、一代であっても生態系への影響がないとはいえないと考える。

水産庁は、ニジサクラを含む人工的に作られた魚について放流を行わないよう要領を定めていたが、生態系への影響が確認されなかったことから二〇二二年に廃止した。しかし、県は生産・出荷マニュアルにおいて自然界への散逸防止に努めるよう定めている。

現在では人工交配だけでなく、遺伝子操作で通常よりも筋肉が多い肉厚な魚を作り出す「ゲノム編集魚」の研究が進んできた。一般社団法人大日本水産会魚食普及推進センターによると、「ゲノム編集魚」が自然界に逃げた場合、成長しやすいという特徴がその種の魚に広まって、種全体が弱まってしまう可能性があるとしている。そのため事業者は陸上養殖に限定している。

今後、魚の養殖・育成において、様々な技術による品種改良や遺伝子改良が進んでいくと思われるので、以下、政府に対し質問する。

一 水産庁は養殖業成長産業化総合戦略でニジサクラやゲノム編集マダイについて支援を行っている。山形県における人工交配魚の放流については、県が今後対応をしっかりと進めていくとしているが、政府として放流した事業者に指導や処罰は行ったのか。

二 事業者が人工的に作られた魚の適正な管理をしているかどうか、政府が監督する必要があると考える。誰がどのように監督するのか、立入検査で何を調査するのか、行政の監督責任を明確にするべきと考えるが、政府の見解を伺う。

三 人工的に作られた魚について放流を行わないよう定めていた要領が、二〇二二年に廃止された。ニジサクラについては繁殖能力がないので、放流した場合の影響は少ないかもしれないが、今後は遺伝子操作やゲノム編集による繁殖力のある新種の開発も十分に考えられる。国として人工魚の放流禁止や罰則など制度の整備が必要と考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一七第九四号

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出人工魚の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出人工魚の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「養殖業成長産業化総合戦略でニジサクラやゲノム編集マダイについて支援を行っている」と及び「人工交配魚」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省としては、「三倍体魚等の水産生物の利用について」（通知）（令和四年八月十九日付け四水推第七百九十三号水産庁長官通知。以下「水産庁長官通知」という。）において、「ニジサクラを含む三倍体魚等の水産生物」に関しては、その放流を含む利用実態の把握等について都道府県が「適切に対応」するよう通知したところであり、お尋ねのように「政府として放流した事業者に指導や処罰は行った」としていない。

二について

御指摘の「人工的に作られた魚」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「行政の監督責任」の具体的な範囲が必ずしも明らか

ではないが、「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について」(令和元年十月九日付け元消安第二千七百四十三号農林水産省消費・安全局長通知)において、「カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物」であって「ゲノム編集技術により得られたものに関しては、その「使用等に先立ち」提出された「情報提供書」の案について「生物多様性影響の観点から適切に記載されていること等」を農林水産省が確認することとしているほか、その「使用等の開始後」、「生物多様性影響を損なうおそれが生じた場合の対応」として、その「使用等をしている者又はした者」は、「直ちに、生物多様性影響を防止するために必要な措置を執るとともに、速やかに、執った措置等について」農林水産省に報告すること等としている。

また、一について述べたとおり、水産庁長官通知において、三倍体魚等の水産生物に関しては、その放流を含む利用実態の把握等について都道府県が「適切に対応するよう通知したところである。

三について

御指摘の「人工的に作られた魚」、「遺伝子操作やゲノム編集による繁殖力のある新種」及び「人工魚の意味するところが必ずしも明らかではないが、一について及び二についてでお答えしたことに加え、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第二条第二項に規定する「遺伝子組換え生物等」については、例えば、同条第五項に規定する第一種使用等をしよとする者は、同法第四条第一項の規定に基づき第一種使用等に関する規程に係る農林水産大臣及び環境大臣の承認を受けなければならないこととしているところ、同項の規定に違反して

第一種使用等をした者は、同法第三十九条第一号の規定により、罰則の対象となつていないことから、政府としては、お尋ねの「制度の整備」を適切に行っているものと考えている。

令和七年三月十三日提出
質問 第九五号

軍事用ドローンに関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

軍事用ドローンに関する質問主意書

ロシアとウクライナとの戦争では、ドローンによる大きな戦果が報じられている。戦場は、以前のように人同士が撃ち合うのではなく、人が操作する無人機が相手を攻撃する新しい局面へと進んでおり、現在進行形で進化していると考ええる。

特に戦果を伝えられているのは、いわゆるFPV(一人称視点ドローン)である。操縦士はVR(仮想現実)ヘッドセットを装着し、遠隔でドローンを操作し、発見した兵士や車両に対し爆撃や自爆衝突を行っている。最近では更に進化し、FPVドローンの搭載プロセッサにAI(人工知能)を組み込んで、人間などの輪郭を認識して自動操縦による攻撃も行われている。

一方で、いわゆるジャマ(電波妨害装置)の使用が広がり、電子戦によって撃墜されるドローンも増えている。戦車にはジャマが装備され、ドローン迎撃システムの搭載も広がっている。また、拠点にはジャマが高密度で設置され、ドローンを前線近くまで飛ばすのは難しくなっていると考ええる。

このようにFPVドローンによる撃破率は既に低下に向かっているという見方もあるが、ロシアとウクライナ両国とも機能を必要最低限まで絞った独自のFPVドローンを大量生産している。ウクライナが調達するFPVドローンの価格は一機当たり三百ドル前後までコストダウンしていると

も伝えられている。離れた場所から一方的に敵を攻撃できるため、味方兵士の死傷リスクを低下させることに役立ち、どれだけ前線に投入できるかが重要となっていると考ええる。

戦場では、FPVドローンによる攻撃と、それに対する防衛対策が日進月歩で進歩しているが、我が国における防衛対策が取り残されないように研究する必要があると考え、以下、政府に対し質問する。

一 自衛隊において、FPVドローンの導入及び操縦訓練は行われているか。

二 自衛隊において、FPVドローンの導入目標台数、操縦士の育成目標は定めているか。

三 ロシアやウクライナでは、戦闘開始後から軍事用FPVドローンの開発競争合戦が進んでいる。

1 我が国において、軍事用FPVドローンを開発する意向はあるか。

2 民間用も含めてFPVドローンの開発に政府はどのように関わっていくか、見解を伺う。

四 我が国の沿岸部に対するFPVドローンによる攻撃が想定される。沿岸部のジャマ設置についてどのように進めていくか、政府の見解を伺う。

五 我が国においては、戦車などの陸上兵器よりも船舶に対するFPVドローン攻撃が想定される。自衛隊及び海上保安庁の船舶へのジャマ設置はどうか、現状と今後の整備について政府の見解を伺う。

六 島嶼部は現状においても防衛設備が整っていないところが多く存在すると考える。その中でも拠点となる島嶼については、ジャマの設置が必要になると考えるが、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一七第九五号
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員井坂信彦君提出軍事用ドローンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員井坂信彦君提出軍事用ドローンに関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

御指摘の「FPVドローン」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省・自衛隊においては、操縦者が、小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。)を目視により監視することなく、当該小型無人機から送信された映像のみを確認しながら操縦することが可能なものを装備化しており、現在、これを操縦するために必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っているところである。

また、このような用途として活用する小型無人機等の装備品には、現在実証試験を実施中のものもあるところ、その取得については、数量も含め今後検討を行っていく考えであるが、いづれにせよ、その整備を着実に進めていく考えである。さらに、そのために必要となる技術の研究開発には、民生技術も積極的に活用しつつ取り組んでいく考えである。

四から六までについて

御指摘の「FPVドローン攻撃」、「ジャマ(電波妨害装置)」、「ジャマ設置」及び「ジャマの設置の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難であるが、無人航空機に対しては、無線通信を妨害する電波を発射するなど、様々な手段により適切

に対処していく考えであり、防衛省・自衛隊及び海上保安庁において、そのために必要な器材の整備を引き続き着実に進めていく考えである。

令和七年三月十三日提出
質問 第九 六号

不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に関する質問主意書

不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等の解釈及び運用について次のとおり質問する。

一 千葉県成田市小菅地区における不動産特定共同事業及び同事業に関連する土地の賃貸借に關

し

1 令和六年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、「騒特法に基づき買い入れた土地の賃借を希望する方に対しましては、初めて契約する場合には、法令違反の有無等コンプライアンスチェックの上、騒特法に基づく建築規制の対象となる学校や住宅等の用地に供するものでないことや、都市計画法に基づく開発許可など、必要となる行政機関による許認可を取得していることなどを確認の上、取締役会等による審議を経て、適正な対価での貸出しを行うこととしております。」との国土交通省航空局長の答弁がある。これを踏まえ、次のとおり質問する。なお、答弁に際しては政府の把握するところを答弁

ア 成田国際空港株式会社が当該土地の賃借人から最初に賃借の契約を提案された経

緯、契約日及び現時点まで受領済みの賃料総額について答弁ありたい。

イ ここで言う「都市計画法に基づく開発許可など、必要となる行政機関による許認可を取得していることなどを確認」とは、許認可の事実の確認か、それとも、許認可の適正性の確認までも含むのか。

ウ そもそも、行政機関の許認可の際、土地所有者である成田国際空港株式会社との同意が要件となっているものがあり、成田国際空港株式会社は行政機関による許認可の審査の時点で本事業への同意を表明していたと言えるのではないか。

エ 令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、令和二年の借地契約の際、当該地区開発の資金調達計画が不動産特定共同事業によって行われることは承知していなかったとの成田国際空港株式会社社長の答弁がある。しかし、行政機関による許認可申請に際して提出された資金計画書を、成田国際空港株式会社として確認したとの答弁もある。そこに記された資金の調達先、金額等はどのようなものであったかを明らかにした上で、当該申請時点において未入金の外資資金を含む計画であった場合、借地人の審査において、その実現可能性を成田国際空港株式会社はどのように確認したか。確認したならば、資金計画書の提出以後、令和二年の借地契約に至るまでの間に調達金額等の変更等が生じた場合は、再審査等の対応が適切に行われたか。

オ そもそも、賃借人のウェブサイト等を見れば、不動産特定共同事業を運営する者であることは容易に把握できる。また、前記の資金計画書等においても、成田国際空港株式会社として確認することができたはず

であると考ええる。これらを踏まえれば、当該賃借人による資金調達が不動産特定共同事業によって行われることを承知していなかった旨の成田国際空港株式会社社長の答弁には無理があるのではないかと。

カ 前記航空局長の答弁では「初めて契約する場合」とあるが、令和五年九月の契約更新時にも、航空局長答弁にあるチェック、確認を行ったとの理解で差し支えないか。行った場合、資金調達計画が不動産特定共同事業法によるものであることも含めたチェック、確認を行ったとの理解で差し支えないか。

キ 当該土地の賃借人のグループ会社は、平成二十四年及び二十五年に行政処分を受けている。それらの事情は令和二年に借地契約を締結する際、成田国際空港株式会社内で考慮されなかったのか。

ク 令和二年の借地契約及び令和五年の契約更新時、当該土地の造成終了後に行われる開発の実現可能性について、成田国際空港株式会社内でどのような資料を基に、どのような手続を経て判断したのか。

2 令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、「当該土地というのは傾斜林地でありますけれども、そこについて造成事業を目的とした賃貸借契約ということで、本来、何か建築物がその上に乗った場合の、そういう事業を目的とした賃貸借契約で通常想定される賃料、これに対して、当該造成事業の最中は利益を生んでいないということとあって、不動産鑑定士と相談をいたしまして、それにふさわしい適正な価格ということで決定をしているというところでございませう。」との成田国際空港株式会社社長の答弁がある。

ア 当該土地の賃借に關し、造成工事が継続

する限りにおいては、賃料は造成事業を目的としたものに留まるということか。政府の把握するところを答弁ありたい。

イ 当該土地の賃借に關し、傾斜林地における造成事業を目的とする間は賃料が廉価に抑えられている。同日の衆議院予算委員会第八分科会における成田国際空港株式会社社長答弁によれば、当該土地の賃借人は、約十九万平米の土地を年額約千八百万円の賃料で賃借しており、単純計算すれば一平米当たり年額百円を下回っている。一方、その資金調達において、開発後に賃借人が独自に想定する高額の土地の価格を基礎とした商品販売をすることは、不動産特定共同事業法その他の関係法令上何ら問題はないのか。

3 昨年六月の不動産特定共同事業者二社に対する行政処分について、同日の衆議院予算委員会第八分科会において「今御質問の行政処分というのは、賃借人ではなくて、賃借人のグループ会社に対して与えられたものでございませう。（以下略）」との成田国際空港株式会社社長の答弁がある。

ア 親子会社における支配関係等を考慮することなく、形式的な法人格の別をもって、行政処分の効果を限定的に捉えるのは適切ではないと思われる。本件は、法人格否認の法理の適用すら排除されない可能性があると考ええる。賃借人による関係法令への違反の判断においては、これらを踏まえ、親子会社における実質的な支配関係を基礎とした判断をすべきと考えるが、政府の見解如何。

イ いずれにせよ、行政処分に関わっている可能性のある賃借人ではなく、土地を貸与する成田国際空港株式会社側がこのような主張をすることは、同社が特殊法人である

ことを踏まえれば、適切ではないと思われるが、政府の見解如何。

4 現在の成田国際空港株式会社社長の任期はいつまでと政府は承知しているか。

5 国家賠償法における「公共団体」に、成田国際空港株式会社は含まれるか。

二 福岡県水巻町における不動産特定共同事業に
関し

令和六年四月十七日の衆議院国土交通委員会において、福岡県北九州市及び水巻町におけるバナナの苗の生産、出荷については承知をしていないとの農林水産省農産局農産政策部長の答弁がある。しかし、福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目十三番一号に所在する対象不動産における不動産特定共同事業の商品においては、「バナナを中心年間百二十万本の苗が生産されており」との広告・募集が行われている。一方、同年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、「不動産特定共同事業の対象となる不動産取引に実態がないという場合には、不動産の取引内容に關しまして、著しく事実と相違する広告や、又は著しく人を誤認させる広告を禁止する規制が不動産特定共同事業法にございまして、この規定に抵触するおそれがあるというふうに考えられます。また、同じく不動産特定共同事業法の中で契約の締結の勧誘に関する規制があり、そこでは、その契約に関する重要事項につきまして、故意に事実を告げなかったり、また、不実のことを告げることを禁止することになっております。この勧誘の規制に抵触するおそれも考えられるところでございまして。」との国土交通省不動産・建設経済局長の答弁がある。

2 当該事業においては、土地・建物の所有者

と不動産特定共同事業者が同一の者である。この点に關し、令和六年四月十七日の衆議院国土交通委員会において「利害関係人から保有している資産を購入をして対象不動産とするというような場合には、投資家に対しまして特段の注意喚起を促す必要がある」という認識を申し上げさせていた上、その契約などの際に、利害関係人との関係などの情報を丁寧に書類に記載した上で説明をする、こういう仕組みについて御答弁を申し上げます。この仕組みによりまして、利害関係人ではない場合に比べますと、利害関係人との取引がある場合については投資家に対しまして手厚い情報提供がされているということでございます。いまして、投資家の方でそういった開示される情報を適切に判断していただいて投資をしないでいただく必要があるというふうに思っております。」との不動産・建設経済局長の答弁がある。当該事業のようなケースにおいては、利害関係人取引に關して適切な情報提供がなされているとはいえず、投資家保護として不十分であると考えが見解如何。

三 千葉県と福岡県の両事業に關し

令和六年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、「商品間での資金移動につきましては、いわゆる不動産特定共同事業法におきましては、分別管理ということで、契約に係る財産につきましては、ほかの不動産特定共同事業契約に係ります財産とは分別して管理しなければならぬという仕組みになってございます。」との不動産・建設経済局長の答弁がある。ここまでの指摘を踏まえ、千葉県成田市小菅地区、福岡県水巻町の両不動産特定共同事業における財産の分別管理のあり方を厳格にチェックすべきと考えるが見解如何。

内閣衆質二一七第九号

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出不動産特定共同事業法、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法等に關する質問に対する答弁書

一の1のイについて

お尋ねの「経緯」については、平成二十七年十二月に御指摘の「賃借人」(以下「賃借人」という。)から成田国際空港株式会社(以下「会社」という。)に対して御指摘の「当該土地」(以下「当該土地」という。)の「賃借の契約」の「提案」がなされたものと承知している。また、お尋ねの「契約日」については、令和二年九月七日であり、お尋ねの「現時点まで受領済みの賃料総額」については、令和七年三月二十五日時点で八千二百二十六万六千三百七十七円であると承知している。

一の1のイについて

お尋ねの「確認」については、御指摘の「許認可の事実の確認」であると承知している。

一の1のウについて

お尋ねの「本事業への同意」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の成田国際空港株式会社の同意は当該土地の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十条第一項に規定する開発許可の申請に係る同法第三十三条第一項第十四号の同意であり、当該同意をしたからといって、御指摘の「千葉県成田市小菅地区における不動産特定共同事業」への同意をしたものではないと承知している。

一の1のエについて

御指摘の「資金計画書」が、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、田村成田国際空港株式会社代表取締役社長(以下「田村社長」という。)が答弁した「事業計画や資金計画等」を指すものであるとすれば、当該資金計画等の内容及びこれを前提としたお尋ねについては、公にすることにより、賃借人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えており、お答えすることは差し控えたい。

一の1のオについて

お尋ねについては、御指摘の「不動産特定共同事業を運営する者」は一の1のキで御指摘の「賃借人のグループ会社」であり賃借人自身ではないこと及び当該土地の造成工事に要する御指摘の「資金調達」が不動産特定共同事業によって行われるものではないことを受けて、会社において御指摘の「答弁」がなされたものと承知している。

一の1の力について

前段のお尋ねについては、令和六年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、平岡国土交通省航空局長が「初めて契約する場合には、法令違反の有無等コンプライアンスチェックの上、騒特法に基づく建築規制の対象となる学校や住宅等の用地に供するものでないことや、都市計画法に基づく開発許可など、必要となる行政機関による許認可を取得していることなどを確認と答弁した内容のうち、会社において「コンプライアンスチェック」の上、「学校や住宅等の用地に供するものでないこと」及び「必要となる行政機関による許認可」が継続していることについて確認したものと承知している。

後段のお尋ねについては、会社において、御指摘の「資金調達計画」が不動産特定共同事業法

によるものであること」については確認してないものと承知している。

一の1のキについて

お尋ねについては、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第八分科会において、田村社長が「今御質問の行政処分というのは、賃借人ではなくて、賃借人のグループ会社に対して与えられたものでございます。千葉県及び成田市におきまして法令許可を賃借人に対して与えておりまして、当該行政処分がなされた後に、千葉県及び成田市に当該行政処分が法令許可の取消し事由に当たるかどうかというのを確認をいたしましたところ、その時点で取消し事由に当たらないとの回答を得たことから、契約の解除には至っていないものでございます。なお、この点に関しましては、当社顧問弁護士にも確認をしているところでございます。」と答弁したとおりであると承知している。

一の1のクについて

お尋ねの「令和二年の借地契約及び令和五年の契約」については、いずれについても、当該土地の造成工事の実施を目的とした契約であり、会社において、御指摘の「造成終了後に行われる開発の実現可能性」についての判断はなされていらないものと承知している。

一の2のアについて

お尋ねのとおりである。

一の2のイについて

お尋ねの「その他の関係法令」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「千葉県成田市小菅地区における不動産特定共同事業」を営む事業者は不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項の都道府県知事の許可を受けたものであり、個別の事業者に対する監督は、当該許可を行った者において行われるため、お尋ねの「商品販売」が法上問題ないかどうかについて

いては、当該都道府県知事において判断されるべきものであると考えている。

一の3のアについて

お尋ねについては、会社において判断されるべきものであると考えているが、御指摘の「親子会社における支配関係等を考慮することについて法令上特段の定めはなく、政府としては、基本的には、会社において、御指摘のように「親子会社における実質的な支配関係を基礎とした判断をすべき」とまでは考えていない。

一の3のイについて

お尋ねについては、一の3のアについてで答えたとおりであり、御指摘のように「適切ではない」とまでは考えていない。

一の4について

お尋ねについては、田村社長は令和五年六月二十一日に代表取締役社長に選任され、また、会社の定款において、取締役の任期は、「選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする」とこととされているものと承知している。

一の5について

お尋ねについては、会社の社員等が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項の「公権力の行使」に当たる行為を行う場合には、会社は同項の「公共団体」に含まれると考えている。

二の1について

お尋ねの「不動産特定共同事業法上の両答弁の整合性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「国土交通省不動産・建設経済局長の答弁」は、御指摘の「福岡県水巻町における不動産特定共同事業」に関するものではない。

二の2について

お尋ねの「投資家保護として不十分である」との意味するところが必ずしも明らかではないが、

御指摘の「当該事業のようなケース」が「福岡県水巻町における不動産特定共同事業」を指すものであるとすれば、当該事業を営む事業者は法第三条第一項の都道府県知事の許可を受けたものであり、個別の事業者に対する監督は、当該許可を行った者において行われるため、お尋ねの「利害関係人取引に関して適切な情報提供がなされている」かどうかについては、当該都道府県知事において判断されるべきものであると考えている。

三について

お尋ねの「厳格にチェック」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「千葉県成田市小菅地区、福岡県水巻町の両不動産特定共同事業」を営む事業者は法第三条第一項の都道府県知事の許可を受けたものであり、個別の事業者に対する監督は、当該許可を行った者において行われるため、お尋ねの「財産の分別管理」が適切に行われているかどうかについては、当該都道府県知事において判断されるべきものであると考えている。

令和七年三月十三日提出
質問 第九七号

豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問主意書

二〇二四年十月二十一日に宮崎県、並びに十一月九日から十日にかけて鹿児島県及び沖縄県を襲った豪雨による河川の氾濫等によって被災地では、農作物の根腐れ、ほ場の崩壊、農業施設の倒壊などが発生するとともに、道路の陥没などにより農業者の営農活動に重大な支障が生じるなど、地域農業に甚大な被害が生じている。

今回の豪雨による被害は、資材高騰や販売価格の低迷により厳しい経営を余儀なくされている農業者の更なる所得減少や生産意欲の減退を招くとともに、地域の関連産業にも多大な影響を及ぼしており、このままでは生産基盤の弱体化に拍車がかかる深刻な事態も想定されることから、復旧等に向けた緊急かつ効果的な支援対策を講じる必要があると考えている。

これらを踏まえ、以下、質問する。

一 今回の豪雨は、当該地域の農業に甚大な被害を与えるものであるため、被災地に局地激甚災害の指定を行い、復旧を迅速に進めるべきであると考える。

1 沖縄県内において、被災地の東村を局地激甚災害に指定しなかった理由について、政府の見解を示されたい。

2 災害救助法について、被災地の鹿児島県では適用されている。農業者を含む沖縄県民は豪雨による被災を想定以上の被害と認識していたが、沖縄県では適用されなかった。行政間の情報提供の漏れに起因して災害救助法が適用されず、県民に影響を与えてしまった現状について、政府の見解を伺いたい。

二 今回の豪雨による被害によって、将来有望な若手を含む多くの農業者が経営を継続できない状況となっている。営農の再開に向けて、被災したほ場等の復旧及び必要な資材費等に対する助成措置を講じるとともに、既存の農業施設の改修及び補強対策並びに自然災害に強い施設の導入に対する支援を図るべきと考える。

1 豪雨による被害に対して、以下について現在国が講じている支援制度の内容を示されたい。

ア 被災したほ場等の復旧に対する支援
イ アに必要な資材費等に対する支援
ウ 既存の農業施設の改修及び補強対策に対する支援

工 自然災害に強い農業施設の導入に対する支援

2 豪雨被害からの生産回復に向けた、緊急かつ効果的な支援のため、1において国が講じているとした支援制度の更なる拡充、支援措置を講じていないのであれば新たな支援制度の導入を図る必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 農林水産省は、被災した農業者については、経営再建のための農林漁業セーフティネット資金や施設の復旧のための農林漁業施設資金等の災害関連資金等の制度資金が利用できるとしているが、融資上限額が少なかったり、無利子になるには激甚災害の指定が要件とされていたりと、災害を受けた農業者にとって必ずしも使い勝手の良い制度であるとは言えないと考える。今回の豪雨による被害のような、局地的な災害により被害を受けた農業者に対しても、無利子又は低利の制度資金の拡充を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 農業共済及び収入保険は、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する制度であり、今回の豪雨被害の場合においても農業者の営農再開に寄与するものであると考える。現在、共済掛金及び保険料の二分の一を国が負担しているところ、農業者の負担割合を更に軽減するなど加入促進を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第九七号
令和七年三月二十五日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議員屋良朝博君提出豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員屋良朝博君提出豪雨による被害を受けた農業者に対する支援に関する質問に対する答弁書

一の1について
政府としては、沖縄県東村における御指摘の「二〇二四年」十一月九日から十日にかけて鹿児島県及び沖縄県を襲った豪雨にに係る農地等の災害復旧事業に要する経費の額が、「局地激甚災害指定基準」(昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定)に定める基準額を超えていないことから、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定する激甚災害(以下単に「激甚災害」という。)としての指定を行っていないものである。

一の2について
災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号。以下「救助法」という。)第二条第一項においては、都道府県知事は、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において、当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、救助法による救助を行うこととされている。

また、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条においては、救助法第二条第一項に基づき、救助法による救助の対象となる災害の程度として、地方公共団体の区域内において、当該地方公共団体の区域内の人口に比べて一定数以上の世帯の住家が滅失したこと、又は、多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当することと規定している。

御指摘の「二〇二四年」十一月九日から十日にかけて鹿児島県及び沖縄県を襲った豪雨について、鹿児島県及び沖縄県では、それぞれ、

両県の区域内の人口に比べて一定数以上の世帯の住家の滅失は生じていないため、両県における災害の程度が「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する」か否かが問題となるところ、鹿児島県はこれに該当し、沖縄県はこれに該当しなかったものである。

二の1のア及びイについて
お尋ねの「被災したほ場等」及び「必要な資材費等」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)第二条第六項に規定する災害復旧事業により、被災した農地における堆積土砂の排除、法面の復旧等に係る工事に要する費用について、当該工事の施行に直接必要な材料費等も含めて支援を行っているところである。また、激甚災害として指定された場合には、当該災害復旧事業の補助率のかさ上げを行っている。

二の1のウについて
政府としては、極めて大規模な災害による農業に係る被害に対しては、「農地利用効率化等支援交付金」等により、被災した農業施設の修繕等に要する費用の助成等の特例的な支援措置を講じているところである。

二の1のエについて
政府としては、例えば、「強い農業づくり総合支援交付金」や三で御指摘の「農林漁業施設資金」等により、御指摘の「自然災害に強い農業施設の導入」に要する費用の助成や資金の融通等の支援を行っているところである。

二の2について
豪雨による農業に係る被害に対しては、現在、二の1のア及びイについてから二の1のエについてまで述べた支援措置を講じていると

ころであり、今後とも、被害の状況等に応じて適切に対応していく考えである。

三について

御指摘の「今回の豪雨による被害のような、局地的な災害により被害を受けた農業者」に対しては、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金、御指摘の「農林漁業施設資金」等の長期低利の資金の融通等を行っている。一方で、国と地方公共団体の適切な役割分担を踏まえ、対象区域を明示しない激甚災害を指定するための基準である「激甚災害指定基準」(昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定)に定める要件を満たす災害については国によるこれらの資金の無利子化等の措置を講じているが、御指摘の「局地的な災害」については、現時点において、御指摘のように「無利子又は低利の制度資金の拡充」を行うことは考えていない。

四について

御指摘の「共済掛金」又は「保険料」については、農業共済又は農業経営収入保険に加入する農業者が支払うべきものであるが、天候等の自然的条件に左右される等の農業の特性から、被害率やこれに対応した共済掛金率又は保険料率が高くなることにより、農業者の負担能力を超えるおそれがあることに鑑み、その負担を軽減し加入を促進することにより農業経営の安定を図るため、農業者の負担能力、財政事情、他の制度とのバランス等の観点から総合的に判断の上、政府が、農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第十条等に定める割合に相当する金額を負担しており、政府としては、これ以上の負担を行うことは考えていない。また、農業者の加入を促進するため、政府は、災害その他の不慮の事故等によって損失を受ける場合に農業者が補填を受ける損失の範囲やこれに対応した共済掛金又は保険料の金額をその経営状況に

応じて選択することを可能とし、加えて、農業共済組合においては、農業者に対し、その加入に当たりこの旨を周知しているところである。

令和七年三月十三日提出
質問 第九八号

選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問主意書

「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」は全ての個人が享有すべきであるところ、民法第七百五十条が婚姻に際し夫婦の一方に改姓を義務付けていることにより、結果として多くの女性改姓を事実上強制され、様々な場面で改姓による不利益を被っていることとされる。この現実には人権問題にほかならず、速やかに是正するために、誰もが改姓するかどうかを自ら決定して婚姻できるように、選択的夫婦別姓制度を導入すべきであると考え、これまで、日本弁護士連合会や一般社団法人日本経済団体連合会など多くの団体において導入を求める決議や提言等がされている。二〇二四年十二月十八日には、沖縄弁護士会においても早期の導入を求める決議が可決されており、人権尊重、女性活躍等の観点から選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます大きくなっている。

以下、選択的夫婦別姓制度の導入に関する政府の見解について質問する。

一 民法及び戸籍法の規定により、慣れ親しんだ姓を改めて婚姻するか、婚姻を諦めて事実婚にするかの二者択一を迫られた結果、改姓によりアイデンティティの喪失感に苦しんでいる事実が多数指摘されている。

1 この現状について、政府は人権侵害である

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

議長長の報告

との認識があるのか、見解を示されたい。

2 人権侵害か否かにかかわらず、アイデンティティの喪失感に苦しんでいる方々に対してどのような救済を行っているのか、また、今後どのような救済を行う予定があるのか、政府の見解を示されたい。

二 令和四年版男女共同参画白書では、事実婚に關して「事実婚を選択している人は成人人口の二・三パーセントを占めていることが推察される」との推計が示されている。さらに、内閣府男女共同参画局「人生百年時代の結婚と家族に関する研究会」（二〇二二年十一月三十日）の資料「三日本社会における事実婚の実態」によれば、事実婚を選んだ理由として「夫婦別姓を通すため」と回答した者が女性はや九割、男性は六割を超えているとの調査結果も紹介されている。政府はこうした、選択的夫婦別姓制度がないことを理由に、法律婚を諦めて事実婚を選択している人がいる状況についてどのように認識しているのか、見解を示されたい。

三 厚生労働省が実施する「人口動態調査」によれば、いまだに九十四・五パーセントの女性が婚姻に際して改姓している（二〇二三年調査）。過去二十年間をみても高止まりしており、ほとんど改善していない（二〇〇三年調査では九十六・五パーセント）。さらに、本年二月二十二日付けの毎日新聞では、選択的夫婦別姓制度の導入を求める集団訴訟の弁護士団が同月二十一日に公表した調査結果として、結婚する際に夫婦のどちらが改姓するかについて、女性が改姓する場合八十パーセントの夫婦が話し合い自体をしていないことが報じられた。政府には、形式的な平等だけでなく、実質的な男女間の不平等を是正するために対策を講じていない理由は何か。また、対策を講じる責任があると認めているか、政府の見解を示されたい。

四 婚姻の効力は、婚姻の届出により生じるとされており（民法第九百三十九条）、婚姻の届出は夫婦が同姓でないと受理されない（戸籍法第七十四条）ことから、夫婦同姓は婚姻の効力発生の要件であるという認識で相違ないか。

五 国際連合の女子差別撤廃委員会から、これまで四回にわたり選択的夫婦別姓制度の導入を求める勧告を受けている。

1 夫婦別姓を認めず、実態として多くの女性が改姓を強いられている民法第七百五十条の規定について、女性差別につながるものであると認識しているのか。

2 女子差別撤廃条約の締結国として、我が国には同委員会の勧告には誠実に対応する義務があると考え、これまで三回の勧告を受けても民法改正が実現せず、四回目の勧告を受けた。なぜ今回も勧告に対処しないのか、政府の見解を示されたい。

3 過去三回の勧告について、制度を導入せず勧告に従わなかった理由をそれぞれ示された。

4 昨年十月の同委員会の勧告では、民法改正はフォローアップ報告の対象とされている。フォローアップの期限である二年以内に、政府として民法改正法案を国会に提出すべきではないかと考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第九八号

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員屋良朝博君提出選択的夫婦別姓制度の導入に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの「どのような救済」並びに「実質的な男女間の不平等を是正するために対策を講じていない理由」及び「対策を講じる責任」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十七年十二月十六日最高裁判所大法廷判決（以下「最高裁平成二十七年判決」という。）において、「婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」、民法明治二十九年法律第八十九号第七百五十条の規定（以下「本件規定」という。）は、「夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねている」、「夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということではない」として、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める本件規定は憲法第十三条及び第十四条第一項の規定に違反するものではないとの判示がされていると承知しており、その上で、政府においては、婚姻に伴って氏を改める者が不便さや不利益を感じることのないよう、旧姓の通称使用の拡大に取り組むこととしている。

二について
御指摘の「選択的夫婦別姓制度がないことを理由に、法律婚を諦めて事実婚を選択している人がいる状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、最高裁平成二十七年判決において、「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感に苦しんでいる」との認識があるのか、見解を示されたい。

失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名譽感情等を維持することが困難になったりするなど、の不利を受ける場合があることは否定できない」、「夫婦となろうとする者のいずれかがこれらの不利益を受けることを避けるために、あえて婚姻をしないという選択をする者が存在することのほうがわれる」との判示がされていると承知しており、政府の認識もこれと異なるものではない。

四について

民法第七百三十九条第一項は、婚姻は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる旨を定め、同法第七十四条は、婚姻をしようとする者は、夫婦が称する氏を届書に記載して、その旨を届け出なければならない旨を定めており、夫婦が称する氏が記載されていない婚姻の届書は、受理することができないこととなること、最高裁判平成二十七年判決において、本件規定は、「婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであり、婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない」との判示がされていると承知している。

五の1について

民法第七百五十条は、夫又は妻の氏のいずれを称するかを夫婦の選択に委ねており、男女の平等の理念に反するものではないと考えている。

五の2及び3について

お尋ねの「勧告に対処しない」及び「制度を導入せず勧告に従わなかった理由」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、選択的夫婦別氏制度も含め、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しな

がら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めていくこととしていっているところであって、御指摘の女子差別撤廃委員会に対しても、このような我が国の立場に理解が得られるように説明に努めたところである。

五の4について

夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民の間に様々な意見があり、より幅広い国民の理解を得る必要があると考えられることから、政府において法律案を提出するかどうかについては、これらの国民各層の意見や国会における議論の動向等を注視しながら、総合的に検討する必要があるものと考えている。

令和七年三月十三日提出
質問 第九号

AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問主意書

パブリックコメント(以下、パブコメ)は、政府が国民の意見を公正かつ透明に収集し、政策決定に適切に反映することを目的とした制度であり、行政手続法第三十九条に基づき意見公募手続である。同条の趣旨に照らせば、意見の提出様式は原則として自由であり、広く国民の意見を収集するために、可能な限り多様な提出手段を確保することが求められる。さらに日本政府はデジタル社会形成基本法のもとで、すべての国民が公平に行政手続を利用できるようにデジタル環境の整備を進めるとしている。

しかしながら、今回の「AI戦略会議・AI制度研究会 中間とりまとめ(案)」に関する御意見の募集について(以下、本件パブコメ)において内

閣府科学技術・イノベーション推進事務局(社会システム基盤担当)が設置したwebフォームの構造が、意見提出を困難にする設計となっており、国民が政策形成に参加する機会を不当に制限するものとなっていると考えられる。

特に問題なのは、本件パブコメを社会システム基盤担当という部局が設計した点である。社会システム基盤とは、政府の意思決定の透明性を確保し、国民が公平に政策形成に参加できる環境を整備する役割を担うと考える。しかし、本件パブコメは、その「社会システム基盤」を担う部局が主導したにもかかわらず、「公正さ」「透明性」「自由な意見提出」というパブコメ制度の根幹を大きく損なうものとなっていると考える。

さらに、他の省庁や内閣府の他の部局が実施したパブコメと比較しても、本件パブコメの設計は特異であり、これは、行政手続法の趣旨を逸脱し、国民の表現の自由を侵害する可能性があると考えられる。本件パブコメのフォーム設計には、(意見提出のハードルを意図的に上げる設計)について、①パブコメの提出様式は原則として自由であるべきにもかかわらず、特定の形式を強制し、電子メール・FAX・郵送といった他の提出手段を排除していること、②意見提出者に対し、不必要な情報(企業の従業員数や設立年数等)の入力を強制し、意見提出の負担を過度に増やしていること、③複数の意見を提出する際に、毎回同じ情報を再入力することを強制し、意見提出を不必要に煩雑にしていること、④フォームの構造が不明瞭であり、意見提出の手順が分かりにくい形で設計されているという問題があり、(意見の偏向を誘導する設計)については、①意見提出を「賛成・反対」の二択に限定し、意見の多様性を反映する仕組みが欠如していること、②提出後に意見の修正ができず、また控えも残らないため、提出者が自身の意見を管理しにくいこと、③意見提出者の種別(種別1～4)の選択を必須としながら、その基

準の合理性が不明瞭であること、④政府が基幹産業として育成すると明言している「コンテンツ産業」を意見提出者の種別に含めていないという問題があると考えられる。

これらの設計は、政府が意図的に特定の意見を排除しようとしているのではないかと強い疑念を生じさせるものであり、民主的な政策決定のプロセスを著しく歪めるものであり重要な問題と考える。

よって、以下の事項について政府に対し質問する。

一 パブリックコメントの適正性について

1 行政手続法第三十九条の趣旨に照らして、パブコメの提出様式は自由であるべきであると考えられる。本件パブコメにおいて、特定の形式を強制した理由は何か。

2 他の省庁や内閣府の他の部局が実施したパブコメのwebフォームと比較して、本件パブコメの設計が特異に煩雑であるのはなぜか。

3 本件パブコメの設計は、政策決定を特定の方向へ誘導する目的があるのではないか。政府の見解を示されたい。

二 意見提出者の種別(種別1～4)に関する特定の属性情報を必須入力としたことについて
他の省庁や内閣府の他の部局が実施するパブコメでは、通常、企業の設立年数や従業員数などの入力は求められていない。内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が本件パブコメにおいて特定の属性情報を必須入力とした理由は何か。

三 意見提出者の種別(種別1～4)に関する設計の適正性について
1 本件パブコメでは、意見提出者の種別として「種別1～4」を設け、それを必須入力としたが、それぞれの種別が設定された理由は何か。

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

議長長の報告

2 これらの分類を必須としたことで、特定の属性の意見が統計的に偏る可能性はないか。 3 意見提出者の種別によって、意見の扱いに差異が生じたのか。 4 日本政府は、AIの影響を大きく受けると考えられるコンテンツ産業を基幹産業として育成すると明言しているが、本件パブコメの意見提出者の種別に「コンテンツ産業を含めなかった理由は何か。また、フォーラムの設計者は、コンテンツ産業従事者はどの業種に含まれると認識していたか。 意見提出の負担といわゆるユーザビリティについて 1 一つの意見を提出するたびに、同じ企業情報を書き返す入力しなければならない仕様が採用された理由は何か。 2 他省庁のパブコメでは、通常、一度入力した情報を記憶させる仕組み(自動入力や一括送信機能が備えられている場合が多い。本件パブコメがそのような仕様になっていないのはなぜか。 3 本件パブコメのフォーラム設計が、他のパブコメと比べて、極めて使いづらい設計となっているのはなぜか。 意見の適正な収集と反映について 1 意見を「賛成」または「反対」の二択で分類することを強制しているが、この方式が意見の多様性を適切に反映するものと考ええるか。 2 本件パブコメにおいて、政府が都合の悪い意見を「選択・排除」することがないようするための具体的な措置は講じられているか。もし講じられていないならば、その理由を示されたか。 3 行政手続法第三十九条の趣旨に照らせば、本来、政府はすべてのパブコメにおいて電子メール・FAX・郵送などの複数の提出手段を確保すべきであると考ええる。本件のような	不適切な運用が再び行われよう、今後政府は法の趣旨を厳格に遵守する意思があるか。またそのための具体的な措置を講じる考えはあるか。 六 本件パブコメの透明性と実施プロセスについて 1 本件パブコメの設計に関する決定プロセスを明示されたい。特に、どのような基準でフォーラム設計を決定したのかを示されたい。 2 本件パブコメがどのように集計・整理・公表されたのかについても、作業のプロセスを可能な限り示されたい。 右質問する。 内閣衆質二一七第九九号 令和七年三月二十五日 内閣総理大臣 石破 茂 衆議院議長 額賀福志郎殿 衆議院議員八幡愛君提出AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 〔別紙〕 衆議院議員八幡愛君提出AI戦略会議・AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」についてのパブリックコメントの募集形式に関する質問に対する答弁書 一について お尋ねの「本件パブコメにおいて、特定の形式を強制した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、提出意見をより正確に把握し、分類及び分析を行うため、令和六年十二月二十七日から行ったAI戦略会議AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」に関するパブリック・コメント(以下「本件パブリック・コメント」という。)の形式を設計したものであり、御指摘のように「他の省庁や内閣府の他の部局が実施し	たパブコメのwebフォームと比較して、本件パブコメの設計が特異に煩雑である」及び「本件パブコメの設計は、政策決定を特定の方向へ誘導する目的がある」とは考えていない。 二について 本件パブリック・コメントにおいては、御指摘の「企業の設立年数や従業員数など」を把握することにより、事業規模等に応じた提出意見の傾向等をより正確に把握し、分類及び分析を行うことが望ましいと考えたためである。 三の1から3までについて お尋ねの「これらの分類を必須としたことで、特定の属性の意見が統計的に偏る可能性はないか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、人工知能は、様々な主体により、あらゆる分野で、活用されることが想定されるため、提出意見のより正確な分析には、意見提出者の属性を把握することが必要と判断したものであり、意見提出者の「種別」を「必須入力」とすることで、特定の属性の意見が排除されるものではなく、「意見の扱いに差異」は生じていない。 三の4について 御指摘の「コンテンツ産業従事者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、人工知能は、様々な主体により、あらゆる分野で、活用されることが想定されるため、意見提出者の「種別」を日本標準産業分類(令和五年総務省告示第二五五十六号)における大分類の項目としたところ、例えば、大分類「情報通信業」の中に、中分類「映像・音声・文字情報制作業」が含まれる。 四について 御指摘の「極めて使いづらい設計」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件パブリック・コメントにおいては、内閣府がパブリック・コメントを実施する際に用いるシステムを利用したところ、当該システムは「一度入	力した情報を記憶させる仕組み」を有していないためである。 五の1について お尋ねの「この方式が意見の多様性を適切に反映するものと考ええるか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件パブリック・コメントでは、意見提出者の意見の趣旨をより正確に把握するために、「賛成」または「反対」の二択を質問の項目の選択肢として設けたものである。 五の2について お尋ねの趣旨及び「具体的な措置は講じられているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、提出意見のうち、一部の意見を「選択・排除すること」は行っていない。 五の3について 本件パブリック・コメントについては、その意見募集の対象となるAI戦略会議AI制度研究会「中間とりまとめ(案)」が、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第八号に規定する命令等に該当しないため、同法第三十九条第一項の規定による手続を要するものではないが、内閣府として、四についてお答えしたシステムを用いて広く意見を募集したものであり、「不適切な運用」との御指摘は当たらないと考える。 六の1について お尋ねの「決定プロセス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、提出意見をより正確に把握し、分類及び分析を行う観点から、「フォーラム」について検討し、設計したものである。 六の2について 四についてお答えしたシステムを用いて集計し、内閣府の担当部局において分析及び整理を行い、同府のホームページにおいて公表したものである。
--	--	---	--

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇〇号

アニメーション人材育成調査研究事業の成果
活用状況及び今後の取組に関する再質問
書

提出者 八幡 愛

アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する再質問
主意書

先に提出した「アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する質問主意書」に対する答弁書(内閣衆質二一七第六四号)では、本事業により制作されたアニメーション作品の知的財産権(以下、「IP」という)の所在に関する質問に対し、具体的な契約内容や帰属状況について明確な回答を示さなかった。しかしながら、本事業は税金を投入して実施されたものであり、国民の財産としてその成果物の取扱いが適正に行われているかを明らかにすることは極めて重要であると考える。

加えて、先の答弁では、「原画、設定資料、脚本などの中間素材」は「一義的には当該事業者において管理されるべきものであり、政府として、「中間素材がどのように保存・管理されているか」について把握していない」と述べられている。この点に鑑み、本事業において「一義的にIPをどこに所属させるべきか」についても、政府の明確な答弁が必要であると考える。

これらの点を踏まえ、以下の質問について、政府に再質問する。

一 本事業におけるIPの基本的な取扱いについて

1 先の答弁では、「原画、設定資料、脚本などの中間素材」は「一義的には当該事業者において管理されるべきもの」とされたが、では、IPについては「一義的にどこに帰属させ

るべきもの」と政府は考えているのか。国、制作会社、あるいはその他の主体のいずれが本事業の成果を適切に管理すべきと考えているのか、政府の基本的な方針を示されたい。

2 本事業により制作されたアニメーション作品のIPについて、政府は当初から制作会社または第三者に帰属させることを前提とした契約を結んでいたのか。それとも、国が何らかの権利を保有することを検討した経緯があるのか。過去の契約方針及びその変更の経緯を含めて明確に示されたい。

3 IPの所在に関する契約内容は年度ごとに異なるのか、それとも一貫した方針のもとに決定されているのか。異なる場合、その変更の理由を具体的に示されたい。

二 IPの現在の帰属状況について

1 二〇一〇年度から二〇二三年度までに本事業の支援を受けて制作されたすべての作品について、IPの帰属先(国、制作会社、クリエイター、その他の第三者)を年度別にそれぞれ可能な限り明示されたい。

2 上記作品のIPが制作会社またはその他の第三者に帰属している場合、それぞれの契約形態(完全譲渡、部分的な権利保持、ライセンス契約等)について、政府が把握している範囲で具体的に示されたい。

3 各年度の制作会社ごとに、政府がIPの契約内容を事前に確認し、適正であると判断したのか、それとも制作会社が独自に契約を決定し、政府は関与しなかったのか。もし関与していないのであれば、その理由を示されたい。

4 IPが制作会社ではなく、何らかの第三者の手に渡っているケースがあるのか。万が一そのような事態がある場合、それはどのような契約形態に基づくものなのか。政府はその実態を把握しているのか示されたい。

三 IPの活用状況及び収益の分配について

1 本事業で制作された作品が商業的に活用され、配信、商品化、海外展開等により収益を得た場合、その収益は誰に帰属し、どのように分配されているのか。政府はその収益の状況を把握しているのか、また、それに関与する権限を有しているのか明示されたい。

2 一般に、国が資金提供した文化プロジェクトにおいては、IPの一部または利用権を国が保持し、公共の利益に資する形で活用することが考えられるが、本事業においてはどのような措置を講じていないのか。講じていない場合、その理由を具体的に示されたい。

内閣衆質二一七第一〇〇号
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員八幡愛君提出アニメーション人材育成調査研究事業の成果活用状況及び今後の取組に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本事業の成果を適切に管理」、「本事業により制作されたアニメーション作品のIP」、「当初から制作会社または第三者に帰属させることを前提とした契約を結んでいたのか」、「過去の契約方針及びその変更の経緯」及び「IPの所在に関する契約内容」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「若手アニメーター等人材育成事業」及び「アニメーション人材育成調査研究事業」(以下

これらを合わせて「育成事業」という。)において事業者により制作された作品に係る著作権については、育成事業の初年度である平成二十二年度から一貫して、基本的には当該事業者に帰属することとしている。

二の1及び4について

お尋ねの「IPの帰属先(国、制作会社、クリエイター、その他の第三者)」及び「IPが制作会社ではなく、何らかの第三者の手に渡っているケース」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、育成事業において事業者により制作された作品に係る著作権については、基本的には当該事業者に帰属することとしているところ、それを当該事業者から第三者に移転するときは、あらかじめ一般社団法人日本アニメーター・演出協会又は一般社団法人日本動画協会の承認を受けることとしており、一般社団法人日本アニメーター・演出協会及び一般社団法人日本動画協会によれば、現時点までに当該承認が行われた例はないものと承知している。

二の2及び3について

お尋ねの「契約形態(完全譲渡、部分的な権利保持、ライセンス契約等)」及び「IPの契約内容を事前に確認し、適正であると判断」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の1について

「収益は誰に帰属し、どのように分配されているのか」及び「その収益の状況を把握しているのか」のお尋ねについては、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、育成事業において制作された作品の事業者による「配信、商品化、海外展開等」により生じた収益の額等の詳細については把握していない。

「それに関与する権限を有しているのか」との

お尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の2について

お尋ねの「IPの一部または利用権を国が保持し、公共の利益に資する形で活用する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、育成事業は、事業者による作品の制作を通じて人材育成を目的とするものであり、文化庁としては、当該目的に沿って、育成事業の成果の関係業界等への普及に取り組んできたところである。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇一号

高額療養費制度の見直しに関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

書 高額療養費制度の見直しに関する質問主意書

令和七年一月二十三日に開催された第九十二回社会保障審議会医療保険部会において、高額療養費制度の見直しが議題の一つとして取り上げられている。厚生労働省が公開した資料では、高額療養費見直しによる財政影響と保険料軽減効果の推計値が示されているが、その中で「実効給付率が変化した場合に経験的に得られている医療費の増減効果（いわゆる長瀬効果）…約マイナス二千二百七十億円（給付費）を見込んでいる。」との記述がある。また、同年二月二十一日の衆議院予算委員会において、政府は、高額療養費見直しの修正案における「いわゆる長瀬効果」の推計値については、約千九百五十億円のマイナス見込みである旨を答弁している。

この「いわゆる長瀬効果」とは、給付率と医療費の関係を示した経験則であり、給付率が低くなる

制度改革が行われると受診日数が減少し、結果的に医療費の伸びが例年と比べ小さくなるとされている。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 前述の第九十二回社会保障審議会医療保険部会の資料及び令和七年二月二十一日の衆議院予算委員会における政府答弁の中で示された「いわゆる長瀬効果」の推計値について、金額の根拠となる計算方法は何か、具体的な数字を入れた計算式の形で示されたい。また、その計算方法が妥当であると考えた理由は何か、政府の見解を示されたい。

二 政府は、前述の「いわゆる長瀬効果」による給付費減を見込んでいることで、制度改革により高額療養費制度の該当者のうち一定数の受診控えが発生すると見込んでいるものと考えられるが、このような受診控えを誘発する制度改革は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一条及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一条の目的に反しないか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一七第一〇一号

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木庸介君提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対する答弁書

一の前提について

御指摘の「いわゆる長瀬効果」については、平成二十三年十一月九日に開催された第四十八回

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

議長報告

社会保障審議会医療保険部会資料五「高額療養費の見直しと受診時定額負担について」において、「医療費水準 y を給付率 x の関数として示す式（長瀬式）」として、「一般制度」については「 $y=0.475x+0.525$ 」、「老人保健」については「 $y=0.490x+0.501$ 」を示しているところ、御指摘の「いわゆる長瀬効果」の推計値については、これらの「長瀬式」に基づき、医療保険制度別、年齢区分別、被保険者本人又は被扶養者別及び高額療養費の所得区分別に保険給付費への影響額を算出したものを合計して推計しており、お尋ねの「計算式」が膨大となることから、網羅的に「具体的な数字を入れた計算式の形」で示することは困難であるが、例えば、令和七年一月二十三日に開催された第九十二回社会保障審議会医療保険部会資料二「高額療養費制度の見直しについて」で示した「いわゆる長瀬効果」の推計値「約マイナス二千二百七十億円（給付費）」のうち、全国健康保険協会管掌健康保険の二十歳以上六十五歳未満の被保険者本人における当該見直し後の高額療養費の所得区分が年収三百七十万円から五百十万円までの区分で言え

得られている計算式に機械的に当てはめて、単純に医療費の増減効果を試算したものです。」と、また、令和六年四月二日の参議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「学術的にも、長瀬式に代わる計算式や分析手法が提示されているわけではございません。」と答弁しているところ、現行の「経験的に得られている計算式」を用いることが妥当であると考

二について

お尋ねについては、一の後段についてでお答えしたとおり、令和七年二月二十一日の衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「長瀬効果の金額につきましては、個々の医療や見直しの内容が踏まえて分析されるものではなく、実効給付率が変化した場合に経験的に得られている計算式に機械的に当てはめて、単純に医療費の増減効果を試算したものです。」と答弁したとおりであるところ、同日の同委員会において、同大臣が「当然、今回、所得の低い方については上昇率を下げるなど、受診抑制が起こらないような仕組みを設けさせていただいていくということでございます。」と、また、石破内閣総理大臣が「高額療養費の変化による受診行動の変化、これを示すものではないかと思っております。そして、必要な受診が抑制されるといふものではございません。」と答弁しているとおり、「政府は、…一定数の受診控えが発生すると見込んでいるものと考えられる」及び「受診控えを誘発する制度改革」との御指摘は当たらないと考えており、今後とも、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一条及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一条の目的を踏まえ、関係法令の適切な施行に努めてまいりたい。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇二二号

登録有形文化財制度に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

登録有形文化財制度に関する質問主意書

平成八年の文化財保護法改正により創設された建造物の登録有形文化財制度は、重要文化財指定制度と並び、我が国の歴史的建造物を保護することにより後世に残すことを使命とした大変意義のある制度であると考ええる。しかしながら近年、所有者の廃業、建造物の老朽化、維持費の負担、相続等により所有者が維持管理を諦め、解体する事例が相次いでおり、文化庁のウェブサイトにによると、令和六年十二月九日時点での登録有形文化財（建造物）の抹消件数のうち、現状変更等による抹消が三百四十八件、うち解体等による抹消が三百四件となっている。

また、令和七年二月十九日の神奈川新聞の報道によると、小田原市が所有する登録有形文化財である「旧内野醤油店」工場も解体が決定し、登録抹消が確定になっているとされている。

このように、民間所有の登録文化財だけでなく、地方自治体が自ら所有する登録文化財についても解体による登録抹消がなされる事例が発生し、歴史的建造物の保護という登録有形文化財制度そのものの有効性が疑問視されていると考ええる。

これらの認識を前提に、以下質問する。

一 前述のとおり、文化庁のウェブサイトににおいては、令和六年十二月九日時点での登録有形文化財（建造物）の抹消件数のうち、現状変更等による抹消が三百四十八件、うち解体等による抹消が三百四件との記載がある。

1 この件数は何を根拠としたものか。

2 当該件数が現状変更完了の報告等の書面のみを根拠としている場合、無届けの現状変更等により、正確な件数を把握できていない事

態が考えられるが、そのような事態をどのようにして防止しているか。

二 登録有形文化財建造物修理等事業においては、保存修理に係る設計監理事業のみが補助対象であり、修繕工事そのものは補助対象となっていない。

1 この理由は何か。

2 文化財の維持管理の観点から修繕工事も補助対象にすべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 重要文化財（建造物）と登録有形文化財（建造物）では相続税、固定資産税等の税法上の優遇措置に差異がある。

1 この理由は何か。

2 所有者の文化財の保護の負担軽減の観点から登録有形文化財の税法上の優遇措置を拡大すべきと考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一〇二号
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出登録有形文化財制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。（別紙）

衆議院議員鈴木庸介君提出登録有形文化財制度に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「この件数」の具体的に意味するところが必要しも明らかではないが、御指摘の「解体等による抹消」の件数は、文化庁長官に対し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第六十四条第一項に基づき建造物の解体等を行う旨の届出及び法第六十八条に基づき当該解体等を行った後の当該建造物の現状等の報告があった建造物で、当該報

告の内容を踏まえ、文部科学大臣が法第五十九条第三項に基づく登録の抹消を行い、同大臣が、同条第四項に基づき、当該抹消をした旨を官報で告示したものの件数である。

一の2について

御指摘の「無届けの現状変更等」については、法第二百三十三号において、法第六十四条第一項の規定に違反して届出を行わなかった者は、五万円以下の過料に処することとしている。

また、文化庁においては、建造物である登録有形文化財（法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財をいう。以下同じ。）の所有者等が法に基づく届出等を適切に行うことができるよう、各種届出等に係る手続について整理した手引を作成し、同庁のウェブサイトに掲載するとともに、登録有形文化財の所有者に対し、同条第三項に基づく登録証の交付時に併せて、各種届出等に係る手続について記載したパンフレットを交付することにより、所有者等に対する現状変更の届出等の各種届出等に係る手続の周知に努めている。

さらに、登録有形文化財の所有者等による現状変更の届出等に係る書類は、法第八十八条第一項に基づき、都道府県及び政令指定都市（以下これらを合わせて「都道府県等」という。）の教育委員会を経由して提出されるところ、同庁においては、都道府県等における建造物である登録有形文化財に関する事務が適切に実施されるよう、一年に一回、全ての都道府県等の担当者を集めた会議を開催し、各種届出等に際して都道府県等において実施する手続についての説明等を行っている。

一の1及び三の1について
法第二十七条第一項の規定による有形文化財の指定に係る制度（以下「指定制度」という。）が、重要文化財について、その所有者等に対する

強い規制を前提とした手厚い保護措置を講ずるものであるのに対して、法第五十七条第一項の規定による有形文化財の登録に係る制度（以下「登録制度」という。）は、登録有形文化財について、その所有者等に対する比較的緩やかな規制を前提とした保護措置を講ずるものであり、所有者等による文化財の自主的な保護を促すものである。このような登録制度の趣旨等に鑑みて、登録有形文化財建造物修理等事業においては保存修理に係る工事を国庫補助の対象外としており、また、登録有形文化財に係る税制措置は、重要文化財に係る税制措置と比較して限定的なものとしている。

二の2及び三の2について

お尋ねについては、二の1及び三の1について述べたような指定制度と登録制度の相違を踏まえ、慎重に検討する必要があるものと考えている。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇三三号

スパイクタンパク質の毒性に関する質問主意書

提出者 原口 一博

スパイクタンパク質の毒性に関する質問主意書

ワクチンの開発において抗原として接種するタンパク質に毒性がある場合には、その毒性を失わせるための処理を行ったのち人体に投与することは当然であると考えられる。実際、一九四八年には京都・島根ジフテリア予防接種事件と呼ばれる予防接種事故が起きている。この事故の原因はジフテリアの予防接種で抗原として使用されたジフテリア毒素を無害化しないまま接種したことによる。死者数は乳幼児を中心に八十四名、副反応による被害者数は八百数十人から千人以上にも上った世界最大の予防接種事故である。新型コロナウイルス

スの mRNA ワクチンで抗原として使用されているのはスパイクタンパク質である。スパイクタンパク質に細胞毒性があることは米国ソーク研究所が二〇二一年四月に論文を発表している (Circulation Research Vol. 128, No.6)。

この研究で明らかになったことは次のとおりである。

研究者らは、SARS-CoV-2 のスパイクタンパク質を持つ「疑似ウイルス」(シュードウイルス) を作成した。実際のウイルスは使用していない。このシュードウイルスに曝露すると、動物モデルの肺と動脈に損傷が生じ、スパイクタンパク質だけでも病気を引き起こすのに十分であることが証明された。組織サンプルでは、肺動脈壁の内側を覆う内皮細胞に炎症が見られた。次に研究チームはこのプロセスを研究室で再現し、(動脈の内側を覆う)健康な内皮細胞をスパイクタンパク質にさらした。彼らは、スパイクタンパク質が ACE2 に結合することによって細胞を損傷したことを示した。この結合により、ミトコンドリア(細胞のエネルギーを生成する細胞小器官) への ACE2 の分子シグナル伝達が妨害され、ミトコンドリアが損傷して断片化された。これまでの研究では、細胞が SARS-CoV-2 ウイルスに曝露された場合にも同様の影響が示されていたが、本研究は細胞が単独でスパイクタンパク質に曝露された場合に損傷が生じることを示した初めての研究となった。

この研究成果が発表された Circulation Research は、掲載論文が他の雑誌に多数引用される循環器系の疾患研究のトップジャーナルである。さらに二〇二三年にはスパイクタンパク質の毒性に関する総説論文が公表された。この論文が掲載されている Biomedicine はオープンなオンラインジャーナルであり誰でも閲覧することが可能である (『Spikeopathy』: COVID-19 Spike Protein Is Pathogenic, from Both Virus and Vaccine mRNA | Biomedicine, 2023 Aug 17)。

この総説論文にはスパイクタンパク質の毒性に関する多くの論文が引用されている。この件に関して、以下質問する。

一 このような著名なジャーナルに新型コロナウイルスのスパイクタンパク質の毒性が報告された。さらにソーク研究所も米国の一流の研究機関であると考ええる。

1 この情報の存在を厚生労働省、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という)、あるいは厚生労働大臣が厚生科学審議会や薬事審議会等の委員(以下「審議会委員」という)として任命した学識経験者は承知していたのか。

2 これまでの審議会において話題に上ったのか、要すれば審議会(審議会に置かれた分科会や部会を含む)の議事録を確認の上、示された。

二 厚生労働大臣が審議会委員として任命している学識経験者が、一定のレベルの学識を有しており彼らが国民の健康を守るという意識を持っているのであれば、この論文が発表された段階でスパイクタンパク質の毒性に関する懸念を表明するようになることが想定される。加えて既に副反応の疑いによる死亡認定は千名に到達しようとしている。しかしながら、スパイクタンパク質の毒性に関する論文が世界にあふれるようになった現在においても、審議会委員は今回の mRNA ワクチンについて重大な懸念はないと発言している。この点について厚生労働省としてはどのように考えているのか、任命した審議会委員の選択が適切であったと今も考えているのかも含めて、見解を伺いたい。

三 医薬品・ワクチンなどの人に投与する製品については最新の情報により健康上のリスクが想定されるときには製薬企業はその情報を PMDA に伝えることが義務づけられている。今回の mRNA ワクチンにおいて、製薬企業側から政府にスパイクタンパク質の毒性に関する懸念情

報が伝達されたという事実の有無を伺いたい。

四 今回の新型コロナウイルス感染症パンデミックにおいて厚生労働大臣が任命した審議会委員については、mRNA ワクチンに関するリスク情報の認知が不十分であると考えている。既に米国の州によっては新型コロナウイルスの mRNA ワクチン接種を禁じるところまで出現している。さらには、トランプ政権は今回の新型コロナウイルス感染症パンデミック及びワクチン政策について大幅な見直しをしようとしている。この様な状況の変化に審議会委員は十分対応できていないのではないかと考えている。そこで、厚生労働省は、関連する審議会委員に任命された学識経験者をどのような基準で選考したのか、そのプロセスを具体的に示されたい。

五 本質問主意書によってスパイクタンパク質のリスク情報を厚生労働省に正式に伝達することになるが、同省としてはこのリスク情報を今後どのように取り扱っていくのか、見解を伺いたい。

六 既に九百名を超える接種関連死亡者が報告されていることは要因の一つが抗原に毒性があることによることは容易に想像できる。これまでに多数の mRNA ワクチン接種による被害者が生じたことと抗原であるスパイクタンパク質の毒性との関係を否定できる根拠を政府は有しているのか。有している場合、その根拠を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一〇三号
令和七年三月二十五日
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出スパイクタンパク質の毒性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出スパイクタンパク質の毒性に関する質問に対する答弁書
一の1及び三について

御指摘の「米国ソーク研究所」が令和三年四月に発表した論文「(Circulation Research Vol. 128, No.6) 及び御指摘の令和五年に公表された論文「スパイクタンパク質の毒性に関する総説論文」(以下「両論文」という)の「情報」の詳細については、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という)において承知していない。また、「厚生労働大臣が厚生科学審議会や薬事審議会等の委員・・・として任命した学識経験者」が両論文の「情報を承知していたのかについては、政府として把握していない。

一の2及び五について

御指摘の「審議会」においては、御指摘の「情報」そのものについては審議したことはないが、いずれにせよ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という)第六十八条の十第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二百二十八条の二十第一項第二号口の規定による研究報告に係る報告等の状況について、医薬品医療機器等法第六十八条の十二第一項の規定により、厚生労働省において、必要な「審議会」における議論を踏まえながら、適切に評価することとしていることと同様に、御指摘の「情報」についても適切に対応してまいりたい。

二及び四について
御指摘の「審議会委員」については、厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)第二条及び薬事審議会令(平成十二年政令第二百八

十六号)第三条の規定により、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとされているところ、厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条及び第十一条に定める厚生科学審議会及び薬事審議会の所掌事務についての議論を行うことを踏まえ、公衆衛生等に関する知識や経験等を総合的に判断して任命しているところである。また、「審議会」において、両論文のような情報に限らず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナ予防接種」という。)の使用するワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)の安全性については、新型コロナ予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項の規定により、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項及び第二項の規定により、新型コロナワクチンの製造販売業者等から同大臣に報告されているところ、新型コロナ予防接種の開始以降、これらの制度により収集した情報等に基づき、継続的に評価を行うこととしており、

性に係るデータを収集しており、例えば、ファイザー社の新型コロナワクチンでは、十六歳以上の四万三千四百四十八例を対象とする治験等が行われ、また、当該新型コロナワクチンに係る機構の特例承認に係る報告書において、「本剤を筋肉内投与した場合、本剤は主に投与部位に分布し、一部は全身(主に肝臓)へ一時的に分布し、それぞれでタンパク質を発現するが、いずれの部位でも時間の経過とともに本剤及び発現したタンパク質は消失すると推察された。」とされており、当該報告書等を踏まえ、令和三年二月十二日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において審議が行われ、その結果を踏まえて承認を行ったものである。

直近では令和七年一月二十四日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、「副反応疑い報告に関する論点」等が議論され、「ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められない」及び「現時点では引き続き、ワクチンの安全性等に関する国内外の情報を収集しつつ、ワクチンの接種を継続すること」と評価されていると承知している。

なお、これらの承認後においても、「mRNA ワクチン」を含む新型コロナワクチンによる健康被害を示唆する情報があれば、予防接種法第十二条第一項並びに医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項及び第二項の規定による報告等に基づく評価を行い、新型コロナ予防接種の安全性を確認することとしている。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇四号

抗原原罪に関する質問主意書

提出者 原口 一博

抗原原罪に関する質問主意書

抗原原罪は、主にインフルエンザの感染において観察されている現象である。インフルエンザウイルスと同様に、新型コロナウィルスにおいても、漸進的に感染に関与するスパイクタンパク質が突然変異により変化していくため、抗原原罪と呼ばれる現象が起きることが既に示されている。例えば、一度インフルエンザに感染した人がその時のインフルエンザ株の持っていたエピトープ(抗体により抗原として認識される部位)以外のエ

ピトープに対し、その免疫原性にかかわらず反応できなくなっている現象のことである。この現象は、二次反応におけるナイーブリンパ球抗原による刺激をまだ受けていない幼若なリンパ球と記憶リンパ球との相互作用によって説明される。免疫系の正常な働きによって抗体やエフェクターT細胞が獲得されると、それらは同じ抗原に対して反応するナイーブリンパ球が活性化されるのを抑制する。これは抗原にさらされていない個体に特異抗体やエフェクターT細胞を移入することで観察される。既に免疫されている個体に特異抗原を投与してもナイーブB細胞は反応を示さないが、他の抗原には正常に反応する。B細胞上の抗原レセプター(IgM抗体)が抗原抗体複合体を介してFcγRⅡのイソフォーム(FcγRⅡb)と架橋することでナイーブB細胞の活性化が抑制されるためであると考えられている。FcγRⅡbはB細胞のみに発現し、細胞内領域に食菌作用を抑制する配列をもつ。架橋によってB細胞抗原レセプターの活性化が抑制されるが、メモリーB細胞の反応は抑制されない。類似した現象はT細胞の反応に観察される。同系マウスに感作T細胞を移入するとその抗原に対する特異的T細胞の活性化が抑制されるが、これはメモリーT細胞(CD8+)が迅速に活性化され細胞障害性を再獲得し、ナイーブT細胞(CD8+)を活性化するために必要な抗原提示細胞を殺してしまうためであると考えられている。右記のように、以前に感染したインフルエンザ株(A株とする)と一部同様のエピトープを持つインフルエンザ株(B株)に感染したとき、A、B共通のエピトープに対する抗体は迅速に産生されるものの、Bには存在するがAには存在しないエピトープに対する抗体は対応するナイーブB細胞が抑制されるので、産生される抗体の量が著しく低くなる現象が見られる。Aと同じエピトープを持たない株(C株)に感染したときはこのような現象は見られない。新

型コロナウイルスにおいても、以上のような抗原原罪が成立していることはXBB対応型mRNAワクチンを用いて行われたファイザー社発表の実験結果から既に明らかになっている(38th meeting of VRAC, June 15, 2023)。

この実験はマウスを用いて行われたものである。いわゆる武漢型mRNAワクチンを二回接種後、最初の接種から百五日後にオミクロン対応型二価ワクチンを接種し、さらにその二十九日後にXBB対応型ワクチンを接種したという実験の結果において最終接種の十六日後における抗体の中和活性を調べたものである。

武漢型スパイクタンパク質に対する中和抗体値が十万百八であったのに対して、XBB.1.5変異型のスパイクタンパク質に対する中和活性はわずかに八百であった。抗原原罪が成立していないのであれば、XBB.1.5変異型のスパイクタンパク質に対する中和抗体価は、武漢型の起源株スパイクタンパク質に対する中和抗体と同様に誘導されなければならない。実際には十万に対して三千程度であり、この結果から抗原原罪が明確に観察されていることが明らかであると考えられる。これらを踏まえ、以下質問する。

一 右記データ以外の論文(Published December 21, 2022 N Engl J Med 2023 ; 388 : 183-186)においても新型コロナウィルスのスパイクタンパク質で免疫した場合、抗原原罪が起きていることは示されている。XBB対応型ワクチンの段階で抗原原罪は明確に観察されており、新型コロナウィルスの変異が増えれば増えるほどワクチン接種で誘導される抗体の中和活性が低下していくことは明らかであると考えられる。このように追加接種の効果は極めて限定的であり、mRNAワクチン接種によって、多数の死亡者が報告されている状況を考えるとデメリットがメリットを大幅に上回っているとするのが妥当であると考えられる。このようなデータがあるにもか

かわらず、政府が新型コロナウイルス接種を続けている理由、さらには定期接種を行っていく理由を示されたい。

二 厚生労働大臣が任命している厚生科学審議会や薬事審議会等の委員による新型コロナウイルスに関する審議(右記審議会に置かれた分科会や部会を含む)の過程で抗原原罪という現象の存在が議題に上ったかについて示された上で、どのような審議が行われたかについて説明されたい。

三 令和六年度定期接種で使用している新型コロナウイルスに対するワクチンの抗原はJN、一変異型のスパイクタンパク質である。この抗原による中和抗体の誘導に関する実験結果について、政府はどのような結果により今般の定期接種に用いるワクチンを決定したのか、決定に至った過程を説明されたい。

内閣衆質二一七第一〇四号

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出抗原原罪に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出抗原原罪に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘のように「新型コロナウイルスにおいても、・・・抗原原罪と呼ばれる現象が起きる」との指摘があることは承知しているが、御指摘の「mRNAワクチン」を含む新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という。)に使用するワクチン(以下「新型コロナウイルス」という。)について、お尋

ねの「この抗原による中和抗体の誘導に関する実験結果」に関しては、例えば、ファイザー社及びモデルナ社の新型コロナウイルスについて、令和五年七月三十一日に開催された薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、「新変異株に対するワクチンの薬事審査における評価方針」について、「国際的な評価の考え方」と、これまでの臨床試験成績や使用実績を踏まえると、・・・品質において問題がないこと、非臨床試験でオミクロン株(XBB、一、五系統を含む)に対して中和抗体価が十分に上昇していることを確認すること・・・により、承認して差し支えないかどうかの判断をすることが確認されたことを踏まえ、「新型コロナウイルスワクチンの株の変更に關する取扱い等について(通知)」(令和六年五月二十三日付け医薬業審発〇五二三第一号・医薬監麻発〇五二三第三号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第十四条第十五項の規定による承認事項の一部変更承認(以下単に「承認」という。)を行うに当たり、「抗原株の免疫学的特性に関する資料(例・・・ワクチンの非臨床試験における免疫原性のデータ等)」等の提出を求めることとしたところ、令和六年五月二十九日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンの製造株について検討する小委員会において、ファイザー社及びモデルナ社による「ワクチン既接種マウスで、JN、一変異株対応ワクチンはXBB、一、五変異株対応ワクチンと比較して、JN、一系統株に対してより高い中和応答を誘導した」等の報告につい

ての確認も行われた上で、独立行政法人医薬品医療機器総合機構におけるファイザー社及びモデルナ社から提出された当該報告の内容を含む資料等に基づく審査を経て、承認を行っている。

また、当該承認をされた新型コロナウイルスについては、同年九月十九日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、国内外の科学的知見に基づき審議を行い、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条第一項の規定による定期の予防接種(以下「定期接種」という。)において、令和六年度に使用する新型コロナウイルスとすることとしたところである。

さらに、新型コロナウイルスの安全性については、新型コロナウイルス予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、同法第十二条第一項の規定により、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項及び第二項の規定により、新型コロナウイルスの製造販売業者等から同大臣に報告されているところ、新型コロナウイルス予防接種の開始以降、これらの制度により収集した情報等に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(以下「合同部会」という。)において継続的に評価を行うこととしており、直近では令和七年一月二十四日の合同部会において、これらの制度により収集した死亡事例も含め、「新型コロナウイルスの副反応疑い報告状況について」等が議論され、「ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められない」及び「十月からの新型コロナウイルスの定期接種について、・・・現時点では引き続き、ワクチンの安全性等に関する国内外の情報を収集しつつ、ワクチンの接種を継続すること」と評

価されている。

これらを踏まえ、新型コロナウイルスの接種を継続し、また、定期接種としても行っているところである。

二について

御指摘の「抗原原罪という現象」については、例えば、令和四年三月二十四日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、資料一で示した「mRNAワクチン三回目接種の免疫原性について」及び「mRNAワクチン四回目接種の免疫原性について」の検討の一環として、議論が行われており、委員等からは、「免疫原罪と呼ばれる現象は、コロナにおいてこれまで確認されたという現象というよりは、一般的な学説として、今あり得る現象というところで幾つかレビュー等で、そのような仮説が提唱されているような状況というのが、現在の認識」であること、「抗原原罪は、恐らく、インフルエンザワクチンで以前からいろいろなところでお話が出ていることかと思いますが、自分の理解としては、スプリットワクチンあるいはそれ以前のホールピリオンのワクチンの頃の論文が多いかなと自分は理解」していること、「RNAワクチンでも、スパイク蛋白が、ウイルス表面に乗っているのと近い形で免疫に提示されるということを考えると、理論的には、不活化ワクチンと同じような免疫の接し方になるのかなという印象を持っています。ただ、現時点で繰り返しになりますが、このコロナに關しまして、抗原原罪というのが動いているだろうということを積極的に支持するような結果は、ないというのが私の認識、私たちが知る限りないということで、ただ、レビューでそのような可能性もあり得るというような仮説が提示されているような状況」であること等の発言があったところである。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇五号

新型コロナウイルスのDNA汚染問題に関する質問主意書

提出者 原口 一博

新型コロナウイルスのDNA汚染問題に関する質問主意書

ファイザー社及びモデルナ社の両者の従来型の新型コロナウイルス(以下「mRNAワクチン」という。)には基準値を大幅に超えるDNAが混入していることを世界の多くの研究者が既に示している。具体的には、マッカーナン・K (Medicine Genomics、米国)、新田剛(東京大学、現東京理科大学、日本)、バックホルツ・P・J (サウスカロライナ大学、米国)、ケーニッヒ・Bとキルヒナー・J・O (MMD、ドイツ)、シユパイヒャー・D・J (ゲルフ大学、カナダ)、ラオール・D (エクスマールセイユ大学元教授、フランス)、ケメレー・U (ヴェルツブルク大学病院、ドイツ)、ワン・T・J / キム・A / キム・K (セントービル高校、米国、米国食品医薬品局(FDA)の施設を利用しFDA科学者が手助け)といった研究者がDNA汚染を発見している。この中で新田剛氏が微量で問題ないという見解であること以外、他全ての研究者がmRNAワクチンが有害事象を起こすことやヒトゲノムへの組み換えを懸念している。

このことを踏まえ、mRNAワクチンのDNA汚染問題について、以下質問する。

一 世界各国の研究者がmRNAワクチンに基準値を大幅に超える量のDNAが混入していること指摘している事実を政府は認識しているのか否かについて、見解を示されたい。

二 基準値を大幅に超えるDNAがmRNAワクチンに混入していることは、右記のように既に世界共通のコンセンサスとなつていいると考え

1 厚生労働省はこの情報を知りながら今後もmRNAワクチンの接種を続けるのか。

2 mRNAワクチン接種を中止する場合の今後の手続について、今後の対応方針及び手続の内容を具体的に示されたい。

三 厚生労働大臣が厚生科学審議会や薬事審議会等の委員として任命した学識経験者がこの問題を認識しているのかどうかについて、厚生労働省の見解を示されたい。

四 ファイザー社及びモデルナ社の両者に対してワクチンへのDNA混入の問合せをしたことがあるのか。していないのであれば今回の質問を契機に、mRNAワクチンへのDNA混入について問合せを行う予定の有無を示されたい。

内閣衆質二一七第一〇五号
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出新型コロナウイルスのDNA汚染問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出新型コロナウイルスのDNA汚染問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「世界各国の研究者の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘のような「指摘があることは承知している。」

二について

御指摘の「基準値を大幅に超えるDNAがmRNAワクチンに混入していることは、右記のように既に世界共通のコンセンサスとなつていいる」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である

が、いずれにせよ、ファイザー社及びモデルナ社の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という。)に使用するワクチン(以下「新型コロナウイルス」という。)の安全性については、新型コロナウイルス予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項の規定により、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第六十八条の十第一項及び第二項の規定により、新型コロナウイルスの製造販売業者等から同大臣に報告されているところ、新型コロナウイルス予防接種の開始以降、これらの制度により収集した情報等に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(以下「合同部会」という。)において継続的に評価を行うこととしており、直近では令和七年一月二十四日の合同部会において、「新型コロナウイルスの副反応疑い報告状況について」等が議論され、「ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められない」及び「現時点では引き続き、ワクチンの安全性等に関する国内外の情報を収集しつつ、ワクチンの接種を継続すること」と評価されており、御指摘のように「接種を中止する」状況にないと考えている。

三及び四について

御指摘の「この問題」及び「ワクチンへのDNA混入の問合せ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ファイザー社及びモデルナ社の新型コロナウイルスについては、これらに係る独立行政法人医薬品医療機器総合機構の特例承認に係る報告書において、ファイザー社の新型コロナウイルスについては「製造工程由来不純物は、鋳型DNA(中略)とされた。残存鋳

型DNAは、原薬の規格及び試験方法により適切に管理されている。」と、モデルナ社の新型コロナウイルスについては「製造工程由来不純物は、残留DNA(中略)とされた。いずれの製造工程由来不純物も、製造工程で十分に除去されることが確認されている。なお、・・・残留DNAは原薬の規格及び試験方法により管理される。」とされており、当該報告書を踏まえ、令和三年二月十二日及び同年五月二十日の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において審議が行われ、その結果を踏まえて承認を行つており、また、令和五年十一月十六日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「新型コロナウイルスの接種につきましては、当該ワクチンが薬事承認されていることを前提とした上で、さらにその時点で得られる最新の科学的知見や海外の動向等を踏まえまして、厚生労働省の審議会で、専門家の議論を踏まえて接種の方針を決定しております。」と答弁しているところ、ファイザー社及びモデルナ社の新型コロナウイルスについては、令和三年二月十五日及び同年五月二十一日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において審議し、「接種の方針」を決定したところである。また、実際に新型コロナウイルス予防接種に使用されたファイザー社及びモデルナ社の新型コロナウイルスについては、令和五年四月十八日の参議院内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会において、政府参考人が「ファイザー社及びモデルナ社のmRNAワクチンにつきましては、原薬に残存するDNAの量について製造販売承認書において規格が設定をされており。いずれも、品質管理の観点から、製造販売業者により十分に低い量で管理をされており。その上で、その結果については、ワクチンの国家検定により、国立感染症研究所においてもデータを確認をしておるといふところでございます。」と答弁しているところ

であり、現時点では、御指摘のようにファイザー社及びモデルナ社に対して「問合せを行う予定」はない。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇六号

医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問主意書

提出者 原口 一博

医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問主意書

医師及び製薬企業はワクチンの副反応が発生した際に独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)に報告することが義務づけられている。このことに関して、以下政府の把握するところについて質問する。

一 医師がワクチン接種後に被接種者が死亡したケースがあったと判断した場合、報告を受ける窓口はPMDAのどの部署に設置されているか、及び担当スタッフの人数についてそれぞれ可能な限り示されたい。

二 ワクチンの副反応報告において使用している連絡手段を具体的に示されたい。

三 副反応報告、特に死亡例の報告について、ある時期のある特定の市町村での報告数を調べる事が可能であるのか否かについて、回答されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一〇六号
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問に対する答弁書

一について

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第六十八条の第十二項の規定により、御指摘のような「ケース」も含め、ワクチン接種を受けたことによるものと疑われる症状を医師が知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならないとされ、予防接種法第十四条第一項及び医薬品医療機器等法第六十八条の十三第一項の規定により、当該報告に係る情報の整理を同大臣が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせているところ、お尋ねの「報告を受ける窓口」は、同機構安全性情報・企画管理部である。

また、御指摘の「担当スタッフ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該報告に係る業務に携わる職員(当該報告に係る業務に加えて他の業務にも従事している者を含む。)と解すれば、その人数はおよそ四十名である。

二について

お尋ねについて、予防接種法第十二条第一項及び医薬品医療機器等法第六十八条の第十二項の規定による医師等からの報告については、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(平成二十五年三月三十日付け健発〇三三〇第三号・薬食発〇三三〇第一号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知)において、「電子報告システム又は「FA X」による報告を求めている。また、同条第一項の規定による製造販売業者からの報告につい

ては、「E2B(R3)実装ガイドに対応した市販後副作用等報告及び治験副作用等報告について」(令和二年八月三十一日付け薬生薬審発〇八三一第十二号・薬生安発〇八三一第三号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長連名通知)において、「電子情報処理組織による報告」、「CD等報告」又は「紙報告」を求めている。

三について

御指摘の「ある時期のある特定の市町村での報告数」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、患者の住所地」との当該「報告数」と解すれば、予防接種法第十二条第一項及び医薬品医療機器等法第六十八条の第十二項の規定による医師等からの報告では、患者の住所について報告を求めているが、大半がファクシミリによる報告であり、また、患者の住所についてはデータベース化されておらず、その報告数も膨大であることから、当該「報告数」を調べることは困難であり、また、同条第一項の規定による製造販売業者からの報告では、患者の住所について報告を求めているため、当該「報告数」を調べることは不可能である。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇七号

レプリコンワクチン開発における政府の対応に関する質問主意書

提出者 原口 一博

レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問主意書

Meiji Seikaファルマ株式会社(以下「メーカー」という。)は、新型コロナウイルス感染症に対するレプリコンワクチンの開発を行っており、その過程で厚生労働省及び経済産業省がどのような関与をしたのが注目されている。メーカーのレプリコンワクチン開発には公費が投入さ

れていることから、その支出が適正なものであったかを検証する必要があると考える。また、厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の審査担当者やメーカーとの間での事前のすり合わせや協議が行われた事実がないかを確認し、行政の透明性を確保する必要があると考える。さらに、レプリコンワクチンを含む二〇二四/二五シーズン(令和六年度)の新型コロナウイルスの見込み供給量を明示した厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会(以下「部会」という。)資料作成時における製薬会社とのやり取りについても、詳細を明らかにすべきであると考え

る。

右を踏まえて、以下質問する。

一 メーカーのレプリコンワクチン開発への公費の投入に係るこれまで国から支出した金額、期間及び内容を具体的にかつ網羅的に、それぞれ可能な限り示されたい。

二 令和六年度の新型コロナウイルスの定期接種について、ワクチン生産体制等緊急整備基金から市町村に対して助成金が支払われているが、同基金はワクチンの生産や確保等のために設けられたものであり、ワクチン接種に対する支出は基金の目的外使用といえると考え。同基金のワクチン接種に対する支出の適法性、正当性について政府の見解を問う。

三 新型コロナウイルスの見込み供給量を示した部会資料を作成するに当たり、厚生労働省はメーカー及び他の製薬会社とどのようなやり取りを行ったのか、具体的な内容を示されたい。

四 厚生労働省は、令和六年二月に、新型コロナウイルスの製造会社各社から令和六年度の定期接種に供給するワクチンの希望小売価格を聴取し、その内容を参照しつつ、令和五年末の時点で三千二百六十円としていたワクチン代を一万六千六百円に見直したとしている。この見直しの

過程に係るワクチン代の算定根拠及びワクチンの製造会社各社の意見、議論の内容、当事者、決定理由等の検討過程について具体的かつ網羅的に、それぞれ可能な限り示されたい。

五 メーカーのレプリコンワクチンが通常の承認手続とは異なる特別な措置で早期承認された事実があるか。その場合、その法的根拠及び判断基準を示されたい。

六 五に関して、事実上、他の製薬会社と比べて公平性を損なう措置があった場合、その内容及び正当性について政府の見解を示されたい。

七 メーカーと厚生労働省との間で、承認後のワクチン買上げに関する保証(事実上これと同等の効果をも有する一切の合意を含む。)がなされていた事実があるか。具体的な協議内容や合意事項を示されたい。

八 七に関して、他の製薬会社との比較において不公平性が認められる場合、政府としてどのように対応する意向かを示されたい。

九 レプリコンワクチンの承認及び供給に関する政策決定プロセスで、厚生労働省又はPMDA以外の関与があった場合、その具体的内容を明らかにした上で、今後、ワクチンの承認及び供給に関し、透明性確保のために政策決定プロセスをどのように見直す意向か、政府の方針を示されたい。

十 メーカーのレプリコンワクチンに関する早期承認及び買上げ保証(事実上のもを含む。)の判断について、国民に対する公平性と透明性をどのように担保するか、政府の見解を示されたい。

十一 レプリコンワクチンのベトナムにおける治験では途中からプラセボ群に対しても実際のワクチンが接種された。そのため、プラセボ群と接種群との間で、安全性の比較をすることが困難になっている。緊急事態においては倫理的な視点からワクチンにある程度の効果が認められ

た段階で、このようなパターンで臨床試験を行うことはあり得るが、新型コロナウイルスが五類感染症に分類されるようになった後で、このような緊急避難的な臨床試験の結果を用いて承認することは不適切であると考ええる。この指摘を否定するに足る十分な根拠があれば、その根拠を示されたい。

十二 メーカーの非臨床試験において、レプリコンワクチンの体内での持続性を解析した実験においては、実際のスパイクタンパク質を用いず、ルシフェラーゼ(発光酵素)のmRNAを用いている。レプリコンワクチンの細胞間伝播においては、実際の抗原を使用して行うべきであることは言うまでもないと考ええる。なぜならばスパイクタンパク質がウイルス感染において重要な役割を担っており、さらにこのタンパク質は膜タンパク質であるため細胞から放出されるであろう細胞外顆粒の膜上に局在すると想定すべきであると考えられるからである。このような実験結果について、厚生科学審議会や薬事審議会等(審議会に置かれた分科会や部会を含む。)における審議において疑義が提示されたかについて、政府の認識を示されたい。

十三 レプリコンワクチンの個体間伝播を否定するに足るだけの根拠を製薬会社は示していないが、このようなデータを厚生労働省は製薬会社に請求することを考えているのか。もしも請求しないというのであれば、個体間伝播を否定する根拠を示されたい。

十四 ベトナムの治験においてレプリコンワクチン接種者のうち計十八名、全体としては計三十四名が亡くなっている。これはベトナムの死亡率と比べて半分程度であり、高齢者や基礎疾患患者を含む治験とはいえ、多過ぎる可能性があるのではないかと考える。

1 政府は、死亡者の年齢区分・基礎疾患区分による死亡数を把握しているか。

2 年齢区分が分かなければ、例えば実際には基礎疾患のない若者が多く亡くなっている場合があるなど、死亡率が通常と比べて高いかどうか判断できず安全かどうか判断できないのではないかと考えるが、もしこの死亡数でも問題ないという見解なら、その根拠を示されたい。

る予防接種に使用するワクチン(以下「新型コロナウイルス」という。)の予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号 第五条第一項の規定による定期の予防接種(以下「定期の予防接種」という。))におけるワクチンの確保に対する基金から市町村への助成金については、令和七年二月二十八日の衆議院財務金融委員会において、仁木厚生労働副大臣が「新型コロナウイルス定期接種の自治体助成事業は、国民の保健衛生の向上に寄与するという基金の要綱等の事業目的の範囲内で実施しているもの」と答弁しているところであり、基金で実施する事業については、「自治体助成事業」より前から、「令和二年度新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金交付要綱(令和二年六月二十九日付け厚生労働省発健〇六二九第五号厚生労働事務次官通知別紙や「ワクチン生産体制等緊急整備基金管理運営要綱」等)に基づき、「新型コロナウイルスワクチン等の生産体制を整備し、国民の保健衛生の向上に寄与する」との基金の目的や趣旨を踏まえ、新型コロナウイルスの「生産体制整備」に係る事業や「治療薬確保等事業」等のほか、新型コロナウイルスを安定的に確保し、その接種が実施されるよう、令和五年度末までの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に当たり、「国との間で国内供給計画・・・について協議が整った法人を対象とする」国内内外のワクチンの確保及び安定的な国内供給に向けた環境整備事業」として、助成金が交付されてきたところ、令和六年度から、新型コロナウイルスの予防接種が、市町村が自らワクチンを確保し実施する定期の予防接種となることに伴い、引き続き、新型コロナウイルスを安定的に確保し、

内閣衆質二一七第一〇七号
令和七年三月二十五日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員原口一博君提出レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員原口一博君提出レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「メーカー」に対しては、「ワクチン生産体制等緊急整備基金管理運営要綱(令和二年六月二十九日付け健発〇六二九第二十六号厚生労働省健康局長通知別添)で定める「ワクチン生産体制等緊急整備事業」による、「令和四年度ワクチン生産体制等緊急整備事業【第四次公募】公募要項(令和四年十月厚生労働省健康局作成)に基づき、「レプリコンワクチン」に係る「有効性を検証する大規模臨床試験等の実証的な研究を行うために必要な経費」に対して、二で御指摘の「ワクチン生産体制等緊急整備基金(以下「基金」という。))から、令和四年度及び令和五年度に、それぞれ、二十二・五億円及び三十九・八億円の助成金が交付されている。

二について
令和六年度の新型コロナウイルス感染症に係

その接種を希望する方が安心して接種を受けられるよう、市町村を支援することし、ワクチンの確保に対する助成金を交付する事業として、市町村を対象とする「自治体助成事業」を追加したものである。このため、基金からの当該助成金の交付は、御指摘のように「基金の目的外使用」ではなく、適正かつ正当なものであると考えている。

三について

お尋ねについては、厚生労働省において、令和六年九月二日に開催した厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会において示した資料「新型コロナウイルスの見込み供給量(二千二十四年八月三十日時点)」の作成に当たり、令和六年「九月五週から令和七年三月四週」までの「見込み供給量」について、一般社団法人日本ワクチン産業協会を通じて、同協会の会員企業に対し、同省に報告するよう依頼し、各会員企業から同省に対し、報告がされたところである。

四について

お尋ねの「当事者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「ワクチン代」の「一万六千六百円」は、令和六年二月に、新型コロナウイルスの各製造販売業者から、御指摘の「令和六年度の定期接種に供給するワクチンの希望小売価格」を聴取した上で、医薬品の流通取引の状況等を加味して設定した金額であるが、お尋ねの「ワクチンの製造会社各社の意見、議論の内容」については、各製造販売業者から、その内容を非公開とすることを前提として聴取を行い、議論したものであることから、お答えを差し控えたい。

五及び六について

御指摘の「通常の承認手続とは異なる特別な措置で早期承認された事実」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医薬品、医療機器

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

議長長の報告

器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第十四条第十項においては、「厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品が・・・医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該医薬品についての・・・審査・・・を、他の医薬品の審査・・・に優先して行うことができる」と規定されており、御指摘の「レプリコンワクチン」の「承認」に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う当面の医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品の承認審査に関する取扱いについて(令和二年四月十三日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び医療機器審査管理課事務連絡)」において、ワクチンを含む医薬品等について「優先審査等に関する取扱い」を示していたところであり、また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う薬事手続の見直しについて(令和五年四月二十八日付け薬生薬審発〇四二八第四号・薬生機審発〇四二八第一号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び医療機器審査管理課長連名通知)」において、「令和五年五月七日以前に申請、届出、申込み等のあった個々の手続きについては、従前のとおり取り扱う。また、特に新型コロナウイルスワクチンについては、ワクチンの供給に関連するもの等、保健衛生上の必要性がある場合には、五月八日以降の手続きも優先的な取り扱いを行う場合がある。」と示しているところ、御指摘の「メーカーのレプリコンワクチン」については、これらに基づき優先して審査を行い、その過程においては、他の医薬品と同様に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の審査報告書を踏まえ、令和五年十一月二十七日に開催した薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会等において審議等が行われ、その

結果を踏まえて医薬品医療機器等法第十四条第一項の規定による承認又は同条第十五項の規定による承認事項の一部変更承認(以下単に「承認」という。)を行ったものであり、御指摘のように「他の製薬会社と比べて公平性を損なう措置があった」とは考えていない。

七及び八について

御指摘の「承認後のワクチン買上げに関する保証(事実上これと同等の効果を有する一切の合意を含む。)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、承認を受けたワクチンの購入契約や購入に係る事前合意を指すと解すれば、これらが「なされていた事実」はなく、御指摘の「他の製薬会社との比較において不公平性が認められる」とは考えていない。

九について

御指摘の「レプリコンワクチンの承認及び供給に関する政策決定プロセス」、「関与」及び「透明性確保のために」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「承認」に関しては例えば五及び六についてで、「供給」に関しては三についてでお答えしたとおりであり、適切に「政策決定」をしながら、施策を実施しているものと考えている。

十について

御指摘の「メーカーのレプリコンワクチンに関する・・・判断」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「早期承認」に関しては五及び六についてで、「買上げ保証(事実上のものを含む。)」に関しては七及び八についてでお答えしたとおりであり、いずれにせよ、今後とも「公平性と透明性」にも留意しつつ、施策を推進してまいりたい。

十一について

御指摘の「レプリコンワクチンのベトナムにおける治験」を当該ワクチンに係る機構の審査報告書に記載された「ARCT-15410-1

試験」と解すれば、当該試験の方法は、ICH-E9(日米EU医薬品規制調和国際会議が作成した臨床試験のための統計的原則をいう。)に記載されている「Cross-over Design」に該当する実施方法であり、ワクチンの臨床試験において通常用いられる試験の方法の一つであると承知していることから、御指摘の「緊急避妊的な臨床試験」には当たらず、当該「臨床試験の結果を用いて承認することは不適切である」との御指摘は当たらないものと考えている。

十二について

御指摘の「レプリコンワクチン」の「ルシフェラーゼ(発光酵素)のmRNAを用いた「実験結果」については、機構の審査報告書において、「薬物動態の参考資料として、マウスに、レプリカーゼとルシフェラーゼをコードするmRNA(LUC-sa mRNA)及びルシフェラーゼのみをコードするmRNA(LUC-mRNA)をLNPに封入して投与した際の残存性を評価した非臨床薬物動態試験が提出され」、「投与八日目以降は両RNAともに筋肉内濃度は減少し、十五・三十日目はわずかに検出されるのみとなった」等と記載されており、当該審査報告書等を踏まえ、令和五年十一月二十七日に開催した薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会等において審議等が行われ、その結果を踏まえて承認を行ったものである。また、その後、令和六年九月十九日に開催した厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における審議を踏まえて、定期の予防接種において、令和六年度に使用する新型コロナウイルスとすることとしたところ、これらの審議等において疑義は提示されていない。

十三について

御指摘の「個体間伝播を否定する」「根拠」の趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「レプリコンワクチン」については、令和六年十月

四日の閣議後記者会見において、福岡厚生労働大臣が「薬事承認においてその安全性及び有効性を確認しているほか、定期接種で用いるか否かを判断する際に、改めて関係審議会において、その安全性及び有効性が確認された上で了承されたものです。また、ワクチン成分が他者に伝播し健康被害が生じると科学的知見はなく、こうした内容について厚生労働省のホームページなどで周知を行っているところです。」と述べているとおりであり、厚生労働省として「レプリコンワクチン」の製造販売業者に御指摘のような「データ」を「請求すること」は現時点では考えていない。

十四について

御指摘の「ベトナムの死亡率と比べて半分程度であり、高齢者や基礎疾患者を含む治験とはいえ、多過ぎる可能性がある」と及び「死亡率が通常と比べて高いかどうか」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「ベトナムの治験」を「レプリコンワクチン」に係る機構の審査報告書に記載された「ARCT154—01（試験）の「パート3b」試験と解すれば、当該試験におけるお尋ねの「死亡者の年齢区分・基礎疾患区分による死亡率」については把握しているものの、当該報告書において「いずれも治験薬との因果関係は否定された」とされており、「治験薬」との関係において御指摘の「死亡数」が問題であるとは考えていない。

令和七年三月十三日提出
質問 第一〇八号

「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問主意書

提出者 原口 一博

「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問主意書

平成三十年五月二十二日の衆議院本会議において

て、当時の安倍内閣総理大臣は、特定複合観光施設（以下「IR」という。）に關し、「独立した強い権限を持つ、いわゆる三条委員会としてカジノ管理委員会を設置し、世界最高水準のカジノ規制を的確に実施することとしております」と答弁している。一方で、IR内に設置されるカジノ施設については、犯罪の温床となることや、依存症患者の発生など、様々な弊害が懸念されている。

「世界最高水準のカジノ規制」の方向性について、以下、質問する。

一 カジノ管理委員会がカジノ事業や事業者等の審査、監督を行うに当たっては、事業者等から膨大な量の資料等が提出されることが想定される。カジノ管理委員会による審査、監督等が迅速に行われるとともに、多面的な分析が行われるよう、事業者等からカジノ管理委員会への資料等の提出については、紙媒体ではなく電子データによる提出を義務付ける必要があると考えるが、政府の見解を問う。

二 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「整備法」という。）第六十九条において、カジノ事業者は、暴力団員等を「カジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない」とされている。カジノ利用客や従業員等が暴力団員等に該当しないことについて、カジノ事業者は、具体的にどのような判断させるのか。政府の見解を問う。

三 暴力団員等であると疑われる者のリスト等、政府が把握する暴力団員等に関する情報がカジノ事業者に伝わると、当該情報が暴力団員等に漏れいする危険性があると考ええる。例えば、暴力団員等に該当するか否かの判断に資するよう提供するなど、政府が把握する暴力団員等に関する情報が事業者等に伝えられることは、絶対ではないと理解してよいのか。

四 整備法第六十八条第一項において、カジノ事

業者は、「カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者」のカジノ施設の利用を制限する措置を講じなければならぬとされている。カジノ管理委員会は、「カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者」として、具体的にどのような者を想定しており、当該者に該当するかをカジノ事業者に具体的にどのような判断させるのか。

五 カジノ施設への入場記録等の情報は、カジノ事業者同士やカジノ事業者とカジノ管理委員会との間で共有されるのか。

六 カジノ施設への入場者には入場料等が賦課されることとなっているが、整備法第七十六條第一項において、入場料等が賦課される入場者から「本邦内に住居を有しない外国人」が除かれている。すなわち、国民からは入場料を徴収する一方で、外国人旅行者からは入場料を徴収しない制度となっている。外国人の入場者に対しては、国民よりも高額な入場料負担を求めるべきと考えるが、政府の見解を問う。

七 ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第六条において、地方公共団体は、ギャンブル等依存症対策に関する施策を実施する責務を有するとされているが、国策として進めているカジノ事業によるギャンブル依存症患者へのケアは、国が責任をもつて行うべきであり、法定受託事務とすべきであると考え、政府の見解を問う。

八 整備法第七十條第一項において、カジノ事業者は、入場者の入退場時に個人番号カードや旅券等により本人確認等を行うこととされている。

1 偽造された個人番号カードや旅券が本人確認等に利用されることを防止するため、カジノ事業者は、具体的にどのような確認を行わせるのか。政府の見解を問う。

2 政府は、個人番号カードの偽造防止のために、具体的にどのような措置を講じているのか。

九 カジノ施設への不正な入場やカジノ施設内での違法行為が、カジノ事業者の関与により行われること、例えば、カジノの利用客に、形式的に従業員等の身分を与えて入場させることなどはあつてはならないと考える。カジノ事業者が関与して行われる利用客の不正入場やカジノ施設内での違法行為について、カジノ管理委員会は、具体的にどのように防止するのか。

十 カジノ事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条の規定による「特定事業者」に該当し、疑わしい取引の届出が義務付けられている。カジノ事業者が当該届出をせずに情報を隠蔽することはあつてはならないと考えるが、カジノ管理委員会は、カジノ事業者による届出の実効性をどのように担保し、疑わしい取引情報の隠蔽をどのように防止するのか。

十一 整備法第二百二十八條において、カジノ管理委員会は、整備法の施行に關し必要があると認めるときは、公務所等へ照会し、必要な事項の報告を求めることができる。そのため、カジノ管理委員会は、審査や監督のために、暴力団等に関する情報や国税に関する情報など、他府省庁が保有する機密性の高い情報も扱うことが想定される。

機密性の高い情報を扱うカジノ管理委員会で使用される情報システム等の導入・維持管理等を行う担当者については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に規定する「適性評価」と同様の厳格な調査を行うことにより、信頼性を確保すべきと考え、政府の見解を問う。

十二 機密性の高い情報を扱うカジノ管理委員会で使用される情報システム等については、情報

漏えいを防ぐため、クラウドサービスは利用していないと理解してよいか。
右質問する。

内閣衆質二一七第一〇八号
令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員原口一博君提出「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により、申請等を同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされていることを受け、カジノ管理委員会においては、申請等の手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図るため、御指摘の「事業者等からカジノ管理委員会への資料等の提出」に当たっては、御指摘の「電子データによる提出」を可能としているところ、御指摘のように「電子データによる提出を義務付け」ることは考えていない。

二及び三について

令和四年七月にカジノ管理委員会事務局が策定した「カジノ事業の免許等の審査事務ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）第六十八条第一項第一号に規定する入場者が法第四十一条第二項第二号イ（八）に掲げる者（以下「暴力団員

等」という。）に該当しないことの確認及び法第二条第八項に規定するカジノ業務等に従事する者が暴力団員等に該当しないことの点検をカジノ事業者（法第二条第九項に規定するカジノ事業者をいう。以下同じ。）が行う際の措置として、「暴力追放運動推進センター（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第一項に規定する都道府県暴力追放運動推進センター又は同法第三十二条の十五第一項に規定する全国暴力追放運動推進センターをいう。・・・）等の情報を集約した自社データベース及び外部データベース」を活用することを例示しているところであり、関係法令上、御指摘の「政府が把握する暴力団員等に関する情報」をカジノ事業者に提供することにより当該確認及び当該点検を行わせることとしているものではない。

四について

カジノ事業者は、法第六十八条第二項第二号の規定により、カジノ施設（法第二条第十項に規定するカジノ施設をいう。以下同じ。）を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置を講じなければならないこととされており、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号。以下「規則」という。）第四十五条第一項の規定により、カジノ施設における顧客の言動や顧客のカジノ施設の利用状況に照らし、そのような者の発見に努めるものとされている。

また、いかなる者がカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者に該当し得るかについては、ガイドラインにおいて、「食事や休憩も取らずに長時間にわたってカジノ行為に没頭するなど、自制心を失っている様子があるか」がえる者」等を例示しているところである。

五について

御指摘の「カジノ施設への入場記録等の情報」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、カジノ事業者が、法第七十条第一項の規定に基づき確認した本人特定事項（同項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。）等の情報を他のカジノ事業者に提供することについて、法上明文の規定はない。また、御指摘の「カジノ事業者とカジノ管理委員会との間」での当該情報の共有については、同条第三項及び規則第五十三条第一項の規定により、カジノ事業者は、法第七十条第二項に規定する入場者の本人特定事項（写真を除く。）及び当該入場者がカジノ行為区画（法第二条第十項第一号に規定するカジノ行為区画をいう。以下同じ。）に入場し、又はカジノ行為区画から退場した日時をカジノ管理委員会に報告しなければならないこととされている。

六について

御指摘の「入場料」については、「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」「観光先進国」の実現に向けて」（平成二十九年七月三十一日特定複合観光施設区域整備推進会議決定）において、「賦課対象はカジノ施設への安易な入場を抑止する観点で、IRへの来場が頻繁になりうる日本人及び国内居住の外国人とし、一日（二十四時間）単位で入場料を賦課することとすべきである」とされているところであり、御指摘の本邦内に住居を有しない外国人」に対して、御指摘の「入場料」を求めることは想定していない。

七について

法第三条において、国は、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため

に必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとされており、政府としては、これら施策を国が責任をもって行うものと考えている。また、法第四条において、法第二条第二項に規定する特定複合観光施設区域の整備に係る地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされている。

御指摘の「カジノ事業によるギャンブル依存症患者へのケア」を含むカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務には該当しないことから、お尋ねのように「法定受託事務とすべき」とは考えていない。

八の1について

お尋ねについては、カジノ管理委員会としては、カジノ事業者において、例えば、対面での本人確認の際に、個人番号カードから情報を読み取り、券面に表示された情報の真正性を確認することができる「マイナンバーカード対面確認アプリ」の活用により、法第六十八条第一項第一号に規定する入場者から提示を受ける書類の真正性を確認することを含めて、法第七十条第一項の規定に基づく本人確認等が適切に行われるよう、法第九十六条の規定に基づく監査、法第九十七条第一項の規定に基づく報告徴収及び同条第二項の規定に基づく立入検査等を通じて、カジノ事業者を監督することにより、御指摘の「偽造された個人番号カードや旅券が本人確認等に利用されること」の防止に努めてまいりたい。

ハの2について

お尋ねについては、令和五年十二月七日の衆議院総務委員会において、鈴木総務大臣(当時)が「一般的に申し上げれば、マイナンバーカードは、特殊な印刷技術により券面の偽造防止措置が取られております。また、内部の情報を読み取ろうとすると内容が消去される機能を有するICチップを活用しているなど、様々なセキュリティ対策が講じられております。さらに、カードの利用の場面では、カードの中のICチップに記録されている正しい券面情報を確認することにより、券面の真贋性を確認することができ、不正利用を防ぐ対策も講じられております。」と答弁しているとおりであります。

九について

カジノ事業者は、法第七十一条の規定に基づき、法第七十条第一項に規定する入場禁止対象者によるカジノ施設の利用を防止するために必要な措置を講じなければならないこととされ、また、法第一百十条第一項の規定に基づき、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施その他の必要な措置を講じなければならないこととされている。カジノ管理委員会としては、これらの措置が適切に講じられるよう、法第九十六條の規定に基づく監査、法第九十七條第一項の規定に基づく報告徴収及び同条第二項の規定に基づく立入検査等を通じて、カジノ事業者を監督することにより、御指摘の「カジノ事業者が関与して行われる利用客の不正入場やカジノ施設内での違法行為」の防止に努めてまいりたい。

十について

お尋ねについては、カジノ管理委員会としては、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第八条第一項に規

定する疑わしい取引の届出等が適切に行われるよう、法第九十六條の規定に基づく監査、法第九十七條第一項の規定に基づく報告徴収及び同条第二項の規定に基づく立入検査等を通じて、カジノ事業者を監督することにより、御指摘の「疑わしい取引情報の隠蔽」の防止に努めてまいりたい。

十一について

御指摘の「機密性の高い情報を扱うカジノ管理委員会で使用される情報システム等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、カジノ管理委員会において、公務所等への照会によつて取得した情報を取り扱うことが想定される現行の情報システムの設計及び構築並びに運用及び保守等の業務に係る調達においては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和五年度版)」(令和五年七月四日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、政府機関において共通のセキュリティ対策を適切に講じているところであり、現時点において、御指摘のように「適正評価と同様の厳格な調査を行う」とは考えていない。

十二について

お尋ねの「機密性の高い情報を扱うカジノ管理委員会で使用される情報システム等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和六年六月二十一日閣議決定)において、「各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、・・・クラウドサービスの利用を第一候補として検討すること」としており、カジノ管理委員会としても、当該方針に従ってクラウドサービスを利用したシステムの構築を進めているところである。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国 務 大 臣

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「平成三十二年四月一日を「令和七年四月一日」に改め、同項第一号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の三第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第三条ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改める。

第五条第一項中「二十五万円」を「二十七万五千円」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

(審議会等の意見の聴取)
第八条 厚生労働大臣は、特別弔慰金に関する

処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の二を第十四条とする。

第二条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、令和十二年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(以下「法」という。)による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和七年九月一日とする。

3 第一条の規定の施行の日前にされた特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求であつて、同条の施行の際厚生労働大臣が裁決をしていないものについては、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正前の法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和十二年九月一日とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第三の七の二十一の項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第四の四の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第五第十号の九中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

理 由

公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の
一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、令和七年が戦後八十年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、令和七年四月一日及び令和十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として五年償還の国債を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 令和七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千

円、五年償還の国債を支給すること。

2 特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更すること。

3 令和十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二十七万五千円、五年償還の国債を支給すること。

4 この法律は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、3については、令和十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

令和七年が戦後八十年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表するため、令和七年四月一日及び令和十二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として五年償還の国債を支給することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属より、令和十二年四月一日における戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する規定を削除すること、戦没者等の遺族に対する弔慰の意を表すための方策についての検討規定を設けること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

特別弔慰金の支給事務に必要な経費として、令和七年度一般会計予算(厚生労働省所管)にお

いて、戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費約十二億円の内数として計上されている。

なお、特別弔慰金に係る国債償還に必要な経費として、令和八年度においては一般会計予算(財務省所管)に約二百八十億円が計上される見込みである。

右報告する。

令和七年三月二十六日

厚生労働委員長 藤丸 敏
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続について必要な支援に努めるとともに、制度の周知等の請求漏れ防止策を徹底すること。

二 特別弔慰金を受ける権利の裁定に当たっては、都道府県によつて差が生じることなく、全国で引き続き統一的な運用が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 特別弔慰金の支給については、年三百億円以上の予算を計上する見込みであること、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後九十年に向けて、戦没者等の遺族の心情等を踏まえつつ、国として弔慰の意を表する方策について、支給対象者や支給方法の在り方も含めた検討を行い、国民の理解と支持を得た上で必要な措置を講ずること。

四 戦後八十年を迎え、先の大戦の記憶が風化し

つつある現状に鑑み、当時の記憶及び教訓を次世代に継承していくため、学校教育の充実並びに啓発及び広報等の取組の更なる強化を図ること。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年二月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「有償及び無償の資金供与による協力」を「有償資金協力及び無償資金協力」に改める。

第十三条第一項第二号中「有償の資金供与による協力(資金の供与)」を「有償資金協力(資金の貸付け、債務の保証、社債若しくはこれに準ずる債券(以下「社債等」という。)の取得又は出資(以下この号において「資金の供与等」という。)をすることによつて行われる協力をいい、資金の供与等」に、「有償資金協力」という)を「同じ」に改め、同号口中「又は当該事業」を「当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業」に改め、同号に次のように加える。

ハ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その設定する計画であつて開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金を貸し付け、

当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金の調達のために発行される社債等を取得すること。

第十三条第一項第三号中「無償の資金供与による協力を「無償資金協力」に、「を贈与する」を「その他の財産を贈与し、又は開発途上地域の政府等に代わってその債務を弁済する」に、「いい、以下「無償資金協力」という」を「いう。以下同じ」に改め、同項第四号中「その他民間の団体等」を「その他我が国の民間の団体その他国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者に改め、「奉仕活動又は」の下に「通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、」を加え、「大学」を「学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「貸付け」の下に「債務の保証、社債等の取得を加え、同条第三項中「事業計画又は」を「事業計画」に改め、「関する計画」の下に「又は同号ハの経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画」を加える。

第十七条第二項第二号中「附則第二条第五項」を「附則第二条第七項」に改める。

第十八条第二項中「利息」の下に「債務保証料、社債等の利子」を加え、「利子及び」を「利子並びに」に改める。

第三十二条第一項中「政府」を「政府その他主務大臣が指定する者」に改める。

第三十五条第一項中「おける贈与」の下に「又は債務の弁済」を加え、「贈与」を「贈与等」に改め、同条第二項中「贈与」を「贈与等」に改め、「として」の下に「無償資金協力の計画」に「を」を加え、同条第三項ただし書中「贈与」を「贈与等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画が中断したと外務大臣が認めるときは、その時点において当該計画の贈与等に充てるために必要となることが見込まれる資金を除き、当該計画のために管理している資金を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、当該計画のために管理している資金の全部又は一部を当該計画が中断したと外務大臣が認めた日を含む事業年度の翌事業年度までの贈与等に充てることができる。

第四十二条第一項第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同条第三項第一号中「貸付け」を「機構が貸し付け、その債務の保証を行い、その社債等取得し」に、「受ける」を「する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(外務省設置法の一部改正)

3 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

理 由

政府開発援助を取り巻く環境変化を踏まえ、独立行政法人国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として債務の保証及び債券の取得を追加し、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加することともに、無償資金協力の手法として財産の贈与及び開

発途上地域の政府等に代わる債務の弁済を追加するほか、開発途上地域に対する技術協力における委託先を拡大し、無償資金協力のために管理している資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みを設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人国際協力機構の業務に関し、開発途上地域の法人等に対する有償資金協力の拡充による民間資金動員の促進のための手法及び業務の追加、無償資金協力の手法の追加、開発途上地域に対する技術協力における委託先の拡大、無償資金協力のために管理している資金について計画が中断した場合の国庫納付の仕組みの導入等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 開発途上地域の法人等に対する有償資金協力について、その手法として、現行法の資金の貸付け及び出資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加するとともに、現行法の開発事業に係る業務に加え、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加すること。

2 国際協力機構の無償資金協力について、その手法として、現行法の開発途上地域の政府等に対する資金の贈与に加え、国際協力機構による財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっての債務の弁済を追加すること。

3 国際協力機構の委託により行う開発途上地域に対する技術協力について、その委託先を、現行法に列挙されている主体に加え、国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者、独立行政法人及

び学校等にも拡大すること。

4 有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金について、現行法の政府からの借入れに加え、主務大臣が指定する者からの借入れを可能とすること。

5 無償資金協力のために国際協力機構が管理している資金であつて外務大臣が中断したと認める計画に係るもののうち、中断したと認める時点で当該計画に必要となることが見込まれる資金以外の資金について、国庫に納付しなければならないこととし、また、外務大臣の承認により翌事業年度までの贈与等に充てることを可能とすること。

6 附 則

(一) この法律は公布の日の翌日から施行すること。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(三) 関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、政府開発援助を取り巻く環境変化を踏まえ、その一層効果的・戦略的な実施に資するため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年三月二十六日

衆議院議長 額賀福志郎殿 外務委員長 堀内 詔子

(別紙)

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一 機構が行う開発途上地域の法人等に対する債務の保証がこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて我が国の健全な発展に資することについて、納税者である国民の理解の増進を図ること。

二 機構が開発途上地域の法人等に対する債務の保証を行うに当たっては、当該法人等の適格性について十分に配慮しつつ、厳正に審査するとともに、当該地域の借り手を守る法令を遵守することとなるよう努めること。

三 機構が開発途上地域の法人等に対する債務の保証を行うに当たっては、当該債務の保証における保証料の設定、保証債務の履行に伴う求償に係る金利の設定、債権回収の方法その他の債務の保証に係る条件設定等について、借り手の返済能力等を十分に踏まえて機構と当該法人等との間において合意の上で行うよう努めること。

四 開発途上地域における小規模なビジネスや貧困層の人々への少額な貸付け等の金融サービスを行う金融機関に対して機構が資金の貸付け、債務の保証又は社債等の取得を行う場合には、当該地域の国民感情に配慮し、我が国と当該地域との友好を損なうことのないようにすること。

右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和七年二月七日

内閣総理大臣臨時代理 林 芳正
国務大臣

令和七年三月二十七日 衆議院会議録第十二号

道路法等の一部を改正する法律
(道路法の一部改正)
第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「管理」の下に「第一号及び第二号に定める管理にあつては」を、「認められるもの」の下に「に限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場 新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理
(第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。)

第二十二条の二の次に次の一条を加える。
(道路啓開計画)

第二十二条の三 交通上密接な関連を有する道路(以下「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者(以下「密接関連道路管理者」という。)は、第二十八条の二第一項に規定する協議会における協議を行った結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。)を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画(以下「道路啓開計画」という。)を定めるものとする。
2 道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一 対象となる災害の種類
二 前号に掲げる災害(以下この条において

「対象災害」という。)が発生した場合における密接関連道路の維持の実施に関する目標
三 前号の維持を優先的に実施する必要がある密接関連道路の路線及び区間
四 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項
五 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項
六 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項
七 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項
八 前各号に掲げるもののほか、道路啓開計画の実施に関し必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合における道路管理者(密接関連道路管理者であるものに限る。)がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができることを定めることができる。
4 道路啓開計画は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
5 密接関連道路管理者は、道路啓開計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣である密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めなければならない。

6 密接関連道路管理者は、定期的に、その定めた道路啓開計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第一項及び第五項の規定は、道路啓開計画の変更について準用する。
第二十四条中「第二十二條の二」を「第二十二條の三」に改める。
第二十七條第三項中「維持若しくは」を「維持、」に改め、「災害復旧に関する工事」の下に「若しくは指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の管理」を加える。

第二十八條の二第一項中「交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は」を「密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整」に改め、「をいう。」の下に「の改良の方法に関する協議」を加える。
第三十三條第二項第四号中「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削る。
第五十條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 第十七條第七項の規定による指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。
第五十一條に次の一項を加える。

4 第十七條第七項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。
第五十三條第一項中「工事を行う場合」の下に「指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、

改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合に、「第六項を「第七項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條の二十九の七」を「第四十八條の二十九の八」に、「第十四節 道路協力団体」第四十八條の六十一「第四十八條の六十五」を「第十四節 道路協力団体（第四十八條の六十五節 道路の脱炭素化の推進（第四十八條の六十六・第四十八條の六十七）」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二 道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的發展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

第十九条第一項中「本条及び第五十四条中」を削る。

第二十條の次に次の一条を加える。

（連携協力道路の管理）

第二十條の二 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第四十八條の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協

力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七條第五項及び第五十五條の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第十三條第一項及び第三項並びに第十五條から第十七條までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

第二十一条中「前条を「第二十条」に、「除外」を「除き」に改める。

第二十四条中「又は第四十八條の二十二第一項を」「第四十八條の二十二第一項又は第四十八條の二十九の五第一項」に改める。

第二十七條第五項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は第二十条の二第一項の規定による協議に基づき道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2 道路の構造は、道路の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、道路の整備及び管理並びに利用に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下この項において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うこと）をい、道路の適正かつ合理的な利用（道路を構成する敷地の上の空間又は地下を有効に活用することを含む。）を通じて社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減を促進することを含む。以下同じ。）の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるように配慮されたものでなければならない。

第三十三條第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四十八條の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第四十八條の二十九の五第一項を」「第四十八條の二十九の六第一項」に改め、「定めるもの」の下に「（第四十八條の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場以外の自動車駐車場内に設けられるものにあつては、当該自動車駐車場をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものであつて、災害が発生した場合において同項の防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する歩行者利便増進道路」を「の歩行者利便増進道路」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路の脱炭素化に資するものとして政令で定めるもの（以下「脱炭素化施設等」という。）で、道路の交通に支障を及ぼすおそれがないものとして脱炭素化施設等ごとに政令で定める場所に設けられるもの（第四十八條の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画に同条第二項第二号に掲げる事項としてその設置に関する事項が定められたものに限る。）

第三十三條第六項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「次条第二項第三号」を「次条第二項第四号」に改める。
第四十八條の二十九の二第一項中「第四十八條の二十九の五第一項を」「第四十八條の二十九の六第一項」に改める。
第三章第九節の二中第四十八條の二十九の七を第四十八條の二十九の八とし、第四十八條の

二十九の六を第四十八條の二十九の七とする。
第四十八條の二十九の五第一項中「第四十八條の二十九の七」を「第四十八條の二十九の八」に改め、同条を第四十八條の二十九の六とし、第四十八條の二十九の四の次に次の一条を加える。

（防災拠点自動車駐車場の管理の特例）

第四十八條の二十九の五 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路（国土交通大臣が管理する道路若しくは都道府県若しくは市町村が管理する重要物流道路等（第四十八條の十九第一項各号に掲げる道路をいう。以下この項において同じ。）と交通上密接な関連を有するもの又は重要物流道路等であるものに限る。）に附属する防災拠点自動車駐車場についてそれぞれ次の各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第十三條第一項、第十五條、第十六條、第十七條第一項から第三項まで及び第八十五條第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理

二 都道府県道又は市町村道 新設、改築又は修繕に関する工事

2 国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する道路に附属する防災拠点自動車駐車場の管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該防災拠点自動車駐車場

の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の六十一第二号中「又は道路」を「若しくは道路」に、「又は施設」を「若しくは施設」に改め、「定めるもの」の下に「又は脱炭素化施設等」を加える。

第四十八条の六十五の見出しを「(道路の脱炭素化の推進等への協力)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

道路協力団体は、第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画において同条第二項第二号に掲げる事項に道路協力団体の協力が必要な事項が定められたときは、当該道路脱炭素化推進計画に基づき道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力するものとする。

第三章に次の一節を加える。

第十五節 道路の脱炭素化の推進

(道路脱炭素化基本方針)

第四十八条の六十六 国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針(以下「道路脱炭素化基本方針」という。)を定めるものとする。

2 道路脱炭素化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

二 道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

3 道路脱炭素化基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(道路脱炭素化推進計画)

第四十八条の六十七 道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画(以下この条において「道路脱炭素化推進計画」という。)を定めることができる。

2 道路脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項

3 道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

4 道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の

道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

第五十条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条に次の一項を加える。

5 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「管理を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合又は」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第七項まで又は第五十一条を」第八項まで、第五十一条又は第八十五条第四項に改め、同条第二項中「同条第七項」を「同条第八項に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(運携協力道路の管理に要する費用)

第五十五条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で運携協力道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

第七十三条中第四項を削り、第五項を第四項

とする。

第七十九条第一項中「(道路整備計画)」の下に「(道路脱炭素化基本方針)」を加える。

第八十五条第三項中「(の場合においては)」の下に「(次項の場合を除き)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設又は改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第九十七条第一項第一号中「第五十八条第一項」を「第五十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

第二百二条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条に次の一項を加える。

2 第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四条第三号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第四百七条中「(第二百二条第四号)」を「(第二百二条第二項)」に改める。

第九百九条中「又は第四十八条の二十二第三項」を「、第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

〔道路整備特別措置法の一部改正〕

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「第四十八条の二十九の五第一項を加える。」
第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 道路法第二十二條の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。

第九条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 道路法第四十八條の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第九条第十一項中「まで」の下に「第十二号の二を加える。」

第十四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「第四十八条の二十九の五第一項を加える。」

第十七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 道路法第二十二條の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項にお

いて準用する場合を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。

第十七条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 道路法第四十八條の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「協議会」の下に「(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。)」を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。
(災害が発生した場合における公社管理道路の管理の特例)

第三十二条の二 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、かつ、当該地方道路公社における公社管理道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該公社管理道路について次に掲げる管理を当該地方道路公社に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十四条及び第十五条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。
一 維持(道路の啓開のために行うものに限る。)及び災害復旧に関する工事であつて、

高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの

二 公社管理道路に附属する自動車駐車場の管理(新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理であつて、当該公社管理道路について前号に掲げる管理を行うために必要と認められ、かつ、当該地方道路公社が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。)

2 地方道路公社は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る公社管理道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。次項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行うおうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該地方道路公社及び当該公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公示しなければならない。当該管理の全部又は一部を完了したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。

5 第一項の場合におけるこの法律の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

6 第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章(第百九条を除く。)の規定の適用については、道路管理者とみなす。
第三十七条の次に次の一条を加える。
(国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に關する費用負担の特例)

第三十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。
第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「が道路整備特別措置法」の下に「(昭和三十一年法律第七号)」を加え、「道路整備特別措置法第八條第一項第三十八号又は第三十七條第一項第三十四号」を同法第八條第一項第三十九号又は第三十七條第一項第三十五号に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部改正)

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる自動運行補助施設」の下に「及び同法第三十三條第二項第五号に掲げる工作物又は施設」を加え、「単に自動運行補助施設を自動運行補助施設等」に改める。

第三条中「關する工事」の下に「及び同法第四十八條の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附屬する同法第四十八條の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場の新設、改築又は修繕に關する工事」を加え、「当該工事」を「これらの工事」に、「及び第二項」を「第二項及び第五項並びに第八十五條第四項」に改める。
第五条の見出し及び同条第一項中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条及び第三条(道路整備特別措置法第四条の改正規定、同法第九条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、同法第十一項の改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第十七条第一項第三十三号の次に一号を加える改正規定を除く。)の規定並びに次条並びに附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(道路脱炭素化基本方針に関する準備行為)

第二条 国土交通大臣は、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)前においても、第二条の規定による改正後の道路法第四十八条の六十六第四項の規定の例により、同条第一項に規定する道路脱炭素化基本方針の案について環境大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。

(負担金等の強制徴収に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の道路法第七十三条の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七十三条第一項に規定する負担金等並びに同条第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号イ中「第五十八条第一項」を「第五十五号の二、第五十八条第一項」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第七条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第四十八条の第二第三項」を、「第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第八条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第七項」を「第八項」に改める。

理 由

自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設等の措置を講ずるとともに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設等の措置を講ずるとともに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路法の一部改正

(一) 道路網の整備に関する基本理念を創設すること。

(二) 道路の維持、修繕等を関係道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要がある連携協力道路について、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び連携協力道路の管理に関する費用の分担の方法等を別に定めることができること。

(三) 交通上密接な関連を有する密接関連道路の管理を行う二以上の道路管理者は、道路法に定める協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の啓開のために行う維持を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、道路啓開計画を作成するものとし、同計画に基づいて密接関連道路の道路管理者がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行う場合において、当該密接関連道路を管理す

る道路管理者による承認を不要とする。

(四) 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理を当該地方公共団体に代わって自ら行うことができること。

(五) 道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であつて、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場等へ移動させることができるものに係る道路への占用許可基準を緩和すること。

(六) 道路管理者は、国土交通大臣が定める道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路脱炭素化推進計画を作成できること。また、同計画においてその設置に関する事項が定められた道路の脱炭素化に資する施設等に係る道路への占用許可基準を緩和すること。

2 道路整備特別措置法の一部改正

国土交通大臣が、災害が発生した場合において、地方道路公社からの要請に基づいて、当該地方道路公社に代わって道路の啓開のために行う維持及び災害復旧に関する工事を自ら行うことができること。

3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

地方公共団体が1の(五)の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に對し、その設置に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合に必要資金の一部を、国が無利子で当該地方公共団体に貸し付けることができること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、災害時における道路の円滑かつ迅速な啓開のための道路啓開計画の策定、自動車駐車場に設けられる災害応急対策に資する施設に係る占用許可基準の緩和、連携協力道路の管理の特例の創設等の措置を講ずるとともに、道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、れいわ新撰組の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

令和七年度一般会計予算において、自動運行補助施設等設置工事資金貸付金二千五百万円の内数が計上されている。

右報告する。

令和七年三月二十六日
国土交通委員長 井上 貴博

衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

道路法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 令和六年能登半島地震により、道路啓開計画を事前に準備し、平時における訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることが重要で

あることが改めて認識されたことに鑑み、道路啓開計画が未整備の地域が生じないよう、国が主体的に取り組むとともに、都道府県等を積極的に支援すること。また、発災直後の道路啓開実施が着実に行われるよう、制度の適切な運用を図ること。

二 原子力発電施設等立地地域における道路啓開計画を策定するに当たっては、地震や津波等との複合災害時に被災者の避難を最優先にする観点から、原子力災害の特性に応じたものを策定すること。

三 災害発生時において道路啓開を含む緊急復旧等を機動的に実施するため、その担い手となる地域建設業者や道路管理者等が平時から十分な資機材を確保しておくことが可能となるよう、維持管理費用に配慮するなど財政支援等に必要な予算を確保するなどの環境整備を図ること。また、道路管理者においても資機材を確保すること。

四 広域的な支援拠点としての観点から、「防災道の駅」の追加選定を戦略的に行うとともに、「防災道の駅」以外であっても防災上の位置付けを有する道の駅については、当該道の駅における施設や自動車駐車場の耐震性の向上等が図られるよう、財政的支援の強化に努めること。

五 地方公共団体や民間事業者が、災害時に派遣可能なトイレコンテナ等を設置することについて、無利子貸付以外にも支援措置を充実させること。

六 災害時における高付加価値コンテナの更なる活用促進を図る観点から、本法による占用許可基準の緩和措置や各種支援制度を周知し、民間事業者等による保有を促進するとともに、道路管理者自らもその保有に努めること。また、民間事業者等が保有するものを含め、災害時に活用できる高付加価値コンテナの配備状況を把握し、発災時に円滑な運用がなされるよう必要な

取組を行うこと。

七 道路空間における脱炭素化施設等の導入促進のために民間事業者が活用できるための道路占用基準の運用に当たっては、道路自体の脱炭素化に資するものであるものを優先し、新たな利権の発生につながらないよう公平公正な基準を設けること。

八 都市災害の減少や都市景観の向上を図り、交通渋滞などに繋がる地中・道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関係の改修工事において、共同溝の導入や、共同工事・集中工事等で、効率的な道路工事の実施を進めること。